

原子力災害対策編

【修正案】

＜目次＞

第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
第1 市における原子力災害対策の基本となる計画	2
第2 計画の周知徹底	2
第3 計画の修正	2
第3節 原子力災害の特殊性及び複合災害への備え	3
第1 原子力防災対策の特殊性	3
第2 大規模自然災害及び原子力災害の複合災害への備え	3
第4節 原子力災害対策重点区域の範囲	4
第1 方針	4
第2 原子力災害対策重点区域の範囲	4
第5節 緊急事態における判断基準	5
第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)	5
第2 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)	6
第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置	7
第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	7
第7節 市・防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱	10
第1 市(教育委員会除く。)	10
第2 教育委員会	11
第3 郡山地方広域消防組合	11
第4 県	11
第5 自衛隊	12
第6 指定地方行政機関	13
第7 指定公共機関及び指定地方公共機関	14
第8 災害協力団体及び防災関係団体	16
第9 東京電力ホールディングス株式会社	16
第2章 原子力災害事前対策	17
第1節 原子力発電所における予防処置等	17
第1 原子力事業者の責務	17
第2 防災業務計画に関する協議	17
第2節 国との連携	18
第1 原子力防災専門官との連携	18
第2 県への協力	18
第3節 情報の収集・連絡体制等の整備	19
第1 情報の収集・連絡体制の整備	19

第2 原子力災害対策上必要な資料の整備	19
第3 情報の分析整理	20
第4 通信手段の確保	21
第4節 緊急事態応急体制の整備	23
第1 市の即応体制の保持	23
第2 本部機能の強化	23
第3 防災関係機関との連携	25
第5節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備	26
第1 施設等の維持管理	26
第2 防災知識の普及	26
第6節 緊急時モニタリング体制の整備	27
第1 モニタリング体制等の整備	27
第2 専門家の派遣要請手続き	28
第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	29
第1 情報伝達体制及び設備の整備	29
第2 地域コミュニティによる共助意識の醸成	29
第8節 避難収容活動体制の整備	31
第1 避難の区分	31
第2 避難等の発令基準及び伝達	31
第3 避難計画の作成等	31
第4 避難所等の整備	34
第5 要配慮者等の避難にかかる取組	35
第6 避難に係る諸整備	35
第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限	37
第1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備	37
第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保	37
第3 フォールアウトからの内部被ばく防止体制の維持	37
第10節 緊急輸送活動体制の整備	38
第1 専門家の移送体制の協力	38
第2 緊急輸送路の確保体制等の整備	38
第11節 消防活動体制及び原子力災害医療体制等の整備	39
第1 救助・救急活動用資機材等の整備	39
第2 救助・救急機能の強化	39
第3 原子力災害医療体制の整備	39
第4 消火活動用資機材等の整備	39
第5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備	39
第6 物資の備蓄、調達、供給活動	39
第12節 業務継続計画の策定	41
第13節 原子力防災に関する知識の普及・啓発	42

第1 市民に対する普及啓発項目	42
第2 学校等における普及啓発	42
第3 要配慮者への配慮	42
第4 災害教訓の伝承	43
第5 國際的な情報発信	43
第6 緊急事態応急対策に従事する者に対する教育	43
第14節 防災訓練等の実施	44
第1 訓練計画の策定	44
第2 訓練の実施	44
第3 実践的な訓練の実施と事後評価	44
第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応	46
第3章 原子力災害応急対策	47
第1節 活動体制の早期確立	47
第1 配備体制	47
第2 初動における情報収集体制	48
第3 発動基準に基づく活動体制の確立	50
第4 平常業務の取り扱い	50
第5 本部の設置または廃止の連絡	51
第2節 災害警戒本部及び災害対策本部	52
第1 組織編成	52
第2 事務分掌	52
第3節 職員の動員配備	53
第1 動員基準	53
第2 職員のとるべき行動	53
第4節 事故状況の把握及び連絡	55
第1 警戒事態が発生した場合	55
第2 施設敷地緊急事態が発生した場合	55
第3 全面緊急事態が発生した場合	55
第4 情報活動	55
第5節 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動	59
第1 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力	59
第2 現地事故対策連絡会議への職員派遣	59
第3 原子力災害合同対策協議会への出席	59
第4 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動	59
第6節 緊急時モニタリングへの協力	61
第1 緊急時モニタリング体制	61
第2 緊急時モニタリングの実施	61
第3 緊急時モニタリング結果の報告と公表	63

第7節 住民等への迅速・的確な情報の提供	64
第1 迅速かつ的確な情報提供	64
第2 県内外への情報提供	64
第3 住民等のニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮	64
第4 情報の一元化(リスクコミュニケーション)	65
第5 多様な媒体の活用	65
第6 問合せ窓口の設置	65
第7 住民等に対する広報及び指示伝達系統図	65
第8節 避難及び屋内退避	67
第1 速やかな住民避難のための準備	67
第2 避難及び屋内退避等の防護措置の実施	67
第3 屋内退避及び避難の決定	69
第4 情報提供等	71
第5 他の市町村への避難(一次的避難)	72
第6 避難所の設置・運営	72
第7 要配慮者への配慮等	72
第8 交通の規制及び立入制限等の措置	73
第9 緊急防護措置を準備する区域(UPZ:概ね5～30km圏内)の屋内退避及び避難	73
第10 追加的避難(二次避難)の実施	74
第11 避難開始後の留意事項	74
第12 避難・屋内退避者の生活支援	74
第13 避難・屋内退避の解除	74
第14 学校等における避難	75
第15 病院等医療機関における避難	75
第16 社会福祉施設における避難	75
第17 警戒区域等の設定、避難指示の実効を上げるための措置	75
第18 飲食物、生活必需品等の供給	76
第9節 飲料水・食料等の安全確保	77
第1 飲料水・食料等の検査体制の維持	77
第2 飲料水・食料等の確保	77
第3 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区の飲食物等の摂取制限	77
第4 農林水産物の採取及び出荷制限の周知	77
第5 出荷規制及び摂取制限の実施及び解除の周知	78
第6 市内に飛散した放射性物質への取り組み	78
第10節 犯罪の予防等社会秩序の維持	79
第11節 医療・救護及び原子力災害医療活動	80
第1 医療・救護活動の実施	80
第2 原子力災害医療時の連絡体制	80
第3 原子力災害医療活動への協力	82

第4 安定ヨウ素剤等服用の指示.....	83
第5 メンタルヘルス対策.....	83
第12節 救助・救急及び消火活動.....	85
第1 資器材の確保.....	85
第2 応援要請.....	85
第3 緊急消防援助隊等への応援要請.....	85
第13節 緊急輸送活動.....	86
第1 緊急輸送の順位.....	86
第2 緊急輸送の範囲.....	86
第3 緊急輸送体制の早期確立.....	86
第4 交通・運送事業者からの車両調達等.....	86
第5 緊急輸送のための交通の確保.....	87
第14節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保.....	88
第1 方針.....	88
第2 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標.....	88
第3 防護措置.....	88
第4 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理.....	88
第5 防護資機材の確保.....	88
第6 防災関係機関との情報交換.....	89
第15節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する対応.....	90
第4章 原子力災害中長期対策.....	91
第1節 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等.....	91
第2節 緊急事態解除宣言後の対応.....	91
第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定.....	91
第2 各種制限措置設定・解除の周知.....	91
第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表.....	92
第4節 心身の健康相談体制の維持.....	92
第5節 災害地域住民に係る記録等の作成.....	92
第1 災害地域住民の記録.....	92
第2 影響調査の実施.....	92
第3 災害対策措置状況の記録.....	92
第6節 適正な流通の促進.....	93
第1 消費者目線での情報提供.....	93
第2 風評被害等の影響の軽減.....	93
第3 物価の監視.....	93
第7節 被災者等の生活再建等の支援.....	93
第1 被災者等の生活再建への支援.....	93
第2 相談窓口の設置等.....	93

第3 生活再建の推進.....	93
第8節 被災中小企業等に対する支援.....	94
第9節 復旧・復興事業からの暴力団排除.....	94
第10節 災害対策本部の解散.....	94

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（以下「基本法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置計画等に基づき廃炉作業が進められる福島第一原子力発電所（以下「福島第一」という。）及び福島第二原子力発電所（以下「福島第二」という。）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）に基づき原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）等が使用する容器から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

- ※ 福島第一は、平成 24 年 11 月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）第 64 条の 2」に基づき、原子力委員会より特定原子力施設に指定されている。
- ※ 福島第二は、令和 3 年 4 月に炉規法第 43 条の 3 の 34 第 2 項に基づき、原子力規制委員会により廃止措置計画の認可を受けている。

第2節 計画の性格

第1 市における原子力災害対策の基本となる計画

- (1) この計画は、国の「防災基本計画」及び「福島県地域防災計画(原子力災害対策編)以下「県防災計画」に基づき作成したもので、市における原子力災害対策の基本となるものであり、この計画に定めのない必要な対策については、防災計画「総則編」、「相互応援協力編」、「一般災害対策編」、「地震災害対策編」、「事故対策編」「水防計画編」及び「資料編」によるものとする。
- (2) 市は、想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

第2 計画の周知徹底

この計画は、市及び関係行政機関・関係公共機関・その他の防災関係機関等に周知徹底を図るとともに、住民等に対し必要と認めるものについては、広報誌等及び防災訓練の場を活用し周知するものとする。

第3 計画の修正

- (1) この計画は、基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認める場合には、これを修正するものとする。
- (2) 修正にあたっては、「原子力災害対策指針」(令和6年9月11日改定)を基本としつつ、県防災計画または市の体制、組織等の改編により見直し等が発生した場合には、速やかに修正を行うものとする。

第3節 原子力災害の特殊性及び複合災害への備え

第1 原子力防災対策の特殊性

原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散は、その時の風向風速、気温気象現象等に影響されるが、福島第一の事故においては短時間で広範な地域に拡散しており、出された放射性物質は、「見えない」、「臭わない」、「直ちに健康障害が現れない」ため、受けた被害(被ばく)の程度を自ら判断することが困難である。

このため、自己保全のためには放射性物質等に関する知識が必要となる特殊性を有していることから、市民に対する放射線等に関する知識の普及、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備などを行うとともに、緊急時においても迅速かつ的確な応急対策活動を展開できるよう所要の組織体制を整えるものとする。

第2 大規模自然災害及び原子力災害の複合災害への備え

市は、東日本大震災において大規模自然災害と原子力災害の複数の脅威が重複して発生したことを踏まえ、今後これらの異なる態様を有する複数の脅威から住民等の生命、身体及び財産を保護するため、災害対策本部及び防災関係機関の迅速かつ円滑な対応が求められる。

そのため「複数の脅威を分析する情報収集・分析機能」、「脅威に対応する対策案を策定する企画立案機能」、「計画を実行に移す実行機能」を掌る組織体制とこれら機能の発揮を支援する通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等必要な体制を確立するとともに、市民、事業所等への知識の普及及び発災初期における自助・共助の体制を整備するものとする。

また、放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリング（以下、「緊急時モニタリング」という。）等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

第4節 原子力災害対策**重点区域**の範囲

第1 方針

防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲である原子力災害対策**重点区域**（以下「**重点区域**」）については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。

第2 原子力災害対策**重点区域**の範囲

1 予防的防護措置を準備する区域(PAZ:Precautionary Action Zone 概ね5km圏内)

急速に進展する事態を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置(避難等)を準備する区域。

区分	対象区域
福島第一に係る区域	(福島第一におけるPAZについては指針に基づき設定しない。)
福島第二に係る区域	該当する地域なし

2 緊急防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective Action planning Zone 概ね5～30km圏内)

区分	対象区域
福島第一に係る区域	田村市全域
福島第二に係る区域	田村市全域

第5節 緊急事態における判断基準

第1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル (EAL : Emergency Action Level)

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離に応じ、防護措置の準備やその実施など適切な行動を進めることが必要である。

このような対応を実現するため、原子力施設の状況に応じて、緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3段階に区分する。

緊急事態区分と原災法の枠組みの関係

区分	概要	原災法との関係
警戒事態	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある状態	
施設敷地緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じた状態	原災法第10条
全面緊急事態	原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じた状態	原災法第15条 (原子力緊急事態宣言)

緊急事態区分のどの段階に該当するかの判断を原子力事業者が判断するための基準として、深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動レベル（以下「EAL」という。）は以下のとおりとする。

原子力事業者は、EALに応じて、原災法及び原子力事業者防災業務計画に基づく通報・報告等を関係機関に行う。

緊急事態区分とEALの枠組み

緊急事態区分 EAL分類	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
使用済燃料貯蔵槽	・使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない、または当該貯水槽の水位を一定時間以上測定できない場合	・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方 2m の水位まで低下した場合	・使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下した場合
外的事象	・発電所所在町で震度6弱以上の地震が発生した場合 ・福島県において大津波警報が発表された場合		

緊急事態区分 EAL 分類	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
周辺監視区域放射線量率		<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界付近において、$5 \mu \text{Sv/h}$ 以上(※1)の放射線量を検出した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界付近において、$5 \mu \text{Sv/h}$ 以上(※1)の放射線量を 2 地点以上または 10 分間以上継続して検出した場合
その他事象	<ul style="list-style-type: none"> オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合 その他原子炉施設以外に起因する事象が原子力施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合 	<ul style="list-style-type: none"> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 	<ul style="list-style-type: none"> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

※1 福島第一原子力発電所の場合は、3か月平均のバックグラウンド + $5 \mu \text{Sv/h}$ 以上

第2 運用上の介入レベル (OIL : Operational Intervention Level)

防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後の防護措置に係る判断基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で指針により設定された運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）に基づき防護措置を行うものとする。

第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置

第1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施

1 原子力施設において異常事態が発生した場合

(1) 緊急防護措置を準備する区域(UPZ)

事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

- ア 原子力緊急事態となった際には、予防的な防護措置(屋内退避)を原則実施する。
- イ 計測可能な判断基準に基づく避難及び屋内退避の準備を進めるものとする。
- ウ 緊急時モニタリングの結果、原子力発電所の状況及び風向等の気象状況に基づき、対象区域の避難、または屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施するものとする。
- エ 緊急時モニタリングの結果、UPZの避難を要しない区域においても、測定の結果により、屋内退避や安定ヨウ素剤の服用を実施するものとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合

- (1) UPZにおいては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル(OIL)と照らし合わせ、必要な防護措置を実施するものとする。

OILと防護措置について

	種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線: 40,000 cpm (皮膚から数cm) β 線: 13,000 cpm 【1か月後の値】 (皮膚から数cm)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難した避難者等を避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率)	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
飲食物に 係るスク リーニン グ基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を 判断する準備として、飲食物中の放 射性核種濃度測定を実施すべき地 域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h (地上 1m で計測した場 合の空間放射線量率)	数日内を目途に 飲食物中の放射性 核種濃度を測定す べき区域を特定
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防 止するため、飲食物の摂取を制限す る際の基準	<ul style="list-style-type: none"> ◇放射性ヨウ素 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、牛乳、乳製品 (300Bq/kg) ・野菜、穀類、肉、卵、魚 (2,000Bq/kg) ◇放射性セシウム <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、牛乳、乳製品 (200Bq/kg) ・野菜、穀類、肉、卵、魚 (500Bq/kg) ◇プルトニウム等 <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、牛乳、乳製品 (1Bq/kg)・野菜、穀類、肉、卵、魚 (10Bq/kg) ◇ウラン <ul style="list-style-type: none"> ・飲料水、牛乳、乳製品 (20Bq/kg)・野菜、穀類、肉、卵、魚 (100Bq/kg) 	1週間内を目途に 飲食物中の放射性 核種濃度の測定と 分析を行い、基 準を超えるものにつ き摂取制限を迅 速に実施

3 福島第一に係る緊急事態区分及び緊急時に講すべき防護措置 (UPZ)

施設敷地緊急事態が発生した場合、住民等の屋内退避を準備するものとし、さらに、全
面緊急事態に至った場合には、住民等の屋内退避を開始するものとする。

なお、緊急事態区分に応じて、放射性物質が放出される前に予防的な防護措置を講じる
ことを基本とするが、さらに事態が悪化したことにより原子力施設から放射性物質が放出
された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を防護措置の実施を判断する基準で
ある OIL と照らし合わせ、国の原子力災害対策本部が更なる防護措置の必要性を判断する。

4 福島第二に係る緊急事態区分及び緊急時に講すべき防護措置 (UPZ)

原子力施設の状況に応じて、段階的に避難を実施するとともに、避難にあたっては緊急
時モニタリングを行い、数時間以内を目処に OIL1 (空間放射線量率 500 μ Sv/h) を超える
区域を特定して避難を実施し、その後も継続的に緊急時モニタリングを行い、1 日以内を
目処に OIL2 (空間放射線量率 20 μ Sv/h) を超える区域を特定し一週間程度内に一時移転を
実施する。なお、一時移転の実施にあたっては、段階的避難や OIL に基づく防護措置を実
施するまでの間は屋内退避を原則実施するものとする。

本市における防護措置等

判断基準		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力施設の状況に応じた判断(EAL)	警戒事態(AL)	－	－
	施設敷地緊急事態(SE)	屋内退避を準備	屋内退避を準備
	全面緊急事態(GE)	屋内退避を開始	○屋内退避を開始 ○安定ヨウ素剤の服用準備(配布等) ○避難、一時移転、避難退城時検査及び簡易除染の準備(避難・一時移転先、輸送手段、当該検査及び簡易除染場所の確保等)
空間放射線量率の実測値に応じた判断(OIL)	500 μ Sv/h 超(OIL1)	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施	数時間以内を目処に区域を特定し、避難を実施
	20 μ Sv/h 超(OIL2)	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施	1日以内を目処に区域を特定し、一週間程度内に一時移転を実施

5 放射線量監視地域

(1) 現環境下

市内全域を放射線量監視地域とし、継続的な放射性物質及び放射線の低減化施策の実施と併せて恒常に市内全域にわたる広域的な環境放射線モニタリングを実施するものとするほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

(2) 新基準対応

市内全域を安定ヨウ素剤の備蓄する地域とし、備蓄、配分及び服用に関する計画を策定する。また、広域的な環境放射線モニタリングを実施するほか、必要に応じて、飲食物の汚染状況調査等を行い、その結果に基づき、外出自粛や飲食物の摂取制限を実施する。

(3) 上記第1項及び第2項に含まれる地域の区分や境界については、当該地域が含まれる町の行政区画、地勢等地域に固有の自然的・社会的周辺状況を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら行政局及び行政区と調整を行い、対象となる地域を具体的に定めるものとする。

第7節 市・防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

原子力防災に関し、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務または業務の大綱は、総則編第1章「第3節 防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱」に加え、次のとおりとする。

第1 市(教育委員会除く。)

事務または業務
1 災害減災対策
(1) 市民に対する原子力防災対策に関する知識の普及・啓発に関すること。
(2) 原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。
(3) 通信連絡網の整備に関すること。
(4) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。
(5) 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。
(6) 環境放射線のモニタリングに関すること。
2 災害応急対策
(1) 本部等の設置に関すること。
(2) 事故状況の把握及び連絡に関すること。
(3) 県が行う緊急時環境放射線モニタリング活動への協力に関すること。
(4) 住民等の退避、避難及び立入制限に関すること。
(5) 県の原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
(6) 飲食物の摂取制限等に関すること。
(7) 飲料水、飲食物及び生活必需品の供給に関すること。
(8) 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。
(9) 市道の通行確保に関すること。
(10) 農畜産物の汚染状況の調査に関すること。
(11) 住民等に対する農林水産物についての災害情報及び各種措置に関すること。
(12) 風評被害等の影響の軽減に関すること。
(13) 心身の健康相談に関すること。
(14) 各種制限措置等の解除に関すること。
3 災害復旧対策
(1) 汚染物質の除去及び除染に関すること。(生活空間、農林地等)
(2) 損害賠償請求等に必要な資料の整備に関すること。
(3) 災害復旧事業に関すること。
(4) 原子力災害に関する調査研究に関すること。
(5) 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援に関すること。

第2 教育委員会

事務または業務
1 小・中学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。
2 小・中学校等への情報の伝達に関すること。
3 児童・生徒の退避及び避難等、安全確保に関すること。
4 屋内退避、避難等における学校施設の使用協力に関すること。

第3 郡山地方広域消防組合

事務または業務
1 災害減災対策
(1) 原子力災害に関する知識・技能の普及及び教育に関すること。
(2) 原子力災害対策に必要な資器材等の整備に関すること。
(3) フォールアウト(放射性降下物)エリアにおける救出・救助活動の訓練に関すること。
2 災害応急対策
(1) 緊急事態区分・原子力災害情報に関する情報の収集及び伝達に関すること。
(2) 住民等に対する原子力災害の広報に関すること。
(3) 住民等の避難、 誘導 、屋内退避等の避難対策に関すること。
(4) 被災者に対する救護及び 救急 ・救助活動の実施に関すること。
(5) 消防活動及びその他の応急措置に関すること。
(6) 県の原子力災害医療活動に対する協力に関すること。
(7) 災害時における緊急輸送の実施に関すること。
(8) 市内の防火活動に関すること。

第4 県

機関	事務または業務
県	<p>1 県民に対する原子力防災対策に関する広報及び原子力防災に携わる者の教育訓練に関すること。</p> <p>2 緊急時通信連絡網の整備に関すること。</p> <p>3 原子力防災対策の実施に必要な諸設備、資機材の整備に関すること。</p> <p>4 原子力発電所周辺地域における環境条件の把握に関すること。</p> <p>5 事故状況の把握及び連絡に関すること。</p> <p>6 緊急時モニタリングに関すること。</p>

機関	事務または業務
	<p>7 緊急時モニタリング体制の整備・維持に関すること。</p> <p>8 市が行う住民等の退避、避難等に対する助言及び支援に関すること。</p> <p>9 原子力災害医療活動に関すること。</p> <p>10 飲食物の摂取制限等に関すること。</p> <p>11 輸送車両の確保及び必需物資の調達に関すること。</p> <p>12 汚染物質の除去等に関すること。</p> <p>13 各種制限措置等の解除決定の調整に関すること。</p> <p>14 市の原子力防災対策に対する指導及び助言に関すること。</p> <p>15 防災関係機関との連絡調整に関すること。</p>
福島県教育庁	<p>1 県立学校に対する放射線等に係る知識の普及に関すること。</p> <p>2 児童、生徒の安全の確保に関すること。</p> <p>3 退避、避難等に係る学校施設の提供に関すること。</p> <p>4 県立学校への災害情報の伝達、広報に関すること。</p>
福島県警察本部 田村警察署	<p>1 情報の収集及び関係機関への連絡並びに住民等に対する広報に関すること。</p> <p>2 住民避難等の誘導及び屋内退避等の呼びかけに関すること。</p> <p>3 立入制限措置に関すること。</p> <p>4 災害警備及び交通規制に関すること。</p> <p>5 緊急輸送のための交通確保に関すること。</p> <p>6 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持に関すること。</p>

第5 自衛隊

事務または業務
1 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動
2 空からの緊急時環境放射線モニタリングに対する協力に関すること。
3 原子力災害医療活動に対する協力に関すること。

第6 指定地方行政機関

機関	事務または業務
東北総合通信局	電気通信の確保及び非常通信の運用監督に関すること。
東北財務局 福島財務事務所	<p>1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせんに関すること。</p> <p>2 金融機関の緊急措置等の指示に関すること。</p> <p>3 災害発生時における国有財産の無償貸与等に関すること。</p>
東北厚生局	<p>1 国立病院における医療、助産、救護の指示調整に関すること。</p> <p>2 災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整。</p>
福島労働局	<p>1 労働者の被ばく管理の監督指導に関すること。</p> <p>2 労働災害調査、労働者の労災補償に関すること。</p>
東北農政局 東北農政局福島地域センター	<p>1 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導に関すること。</p> <p>2 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること。</p> <p>3 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること。</p>
関東森林管理局 福島森林管理署	<p>1 林野、林産物の汚染対策に関すること。</p> <p>2 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供に関すること。</p>
東北経済産業局	<p>1 原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災に係る協力に関すること。</p> <p>2 工業用水道の応急・復旧対策に関すること。</p> <p>3 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給に関すること。</p> <p>4 産業被害状況の把握及び被災事業者への支援に関すること。</p>
関東東北産業保安監督部 東北支部	電気の安全確保に関する指導監督に関すること。
東北地方整備局 郡山国道事務所	<p>1 国道の通行確保に関すること。</p> <p>2 道路情報表示による災害情報の提供に関すること。</p>
東北運輸局 福島運輸支局	1 緊急輸送、代替輸送における陸上輸送機関等への指導・連絡調整及び支援に関すること。

機関	事務または業務
	2 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関すること。
東京航空局 福島空港出張所	1 航空機の安全航行に関すること。 2 原子力発電所上空の飛行規制に関すること。
福島地方気象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
東北地方環境事務所	原子力発電所の災害に関する情報収集及び防災にかかる協力に関すること。
東北防衛局	1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整 2 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整 3 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体への連絡

第7 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関	事務または業務
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構	1 原子力災害医療活動に関すること。 2 専門機関との連携強化に関すること。 3 専門家の派遣に関すること。 4 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。 5 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。 6 住民相談窓口の設置等に関すること。 7 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	1 関係機関との連携強化に関すること。 2 専門家の派遣に関すること。

機関	事務または業務
	<p>3 緊急時モニタリング体制の整備に関すること。</p> <p>4 避難の際の住民等に対する避難退域時検査支援に関すること。</p> <p>5 住民相談窓口の設置等に関すること。</p> <p>6 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）に関すること。</p>
NTT 東日本(株)福島支店 NTT ドコモビジネス(株) (株)NTT ドコモ KDDI(株)、ソフトバンク(株)、 楽天モバイル(株)	<p>1 通信の確保に関すること。</p> <p>2 災害時優先電話に関すること。</p> <p>3 仮設回線の設置に関すること</p>
東日本旅客鉄道(株) 東北本部福島支店	救援物質及び避難者の輸送の協力に関すること。
日本赤十字社 福島県支部	<p>1 災害・被ばく医療調整チーム等の派遣に関すること。</p> <p>2 義援金の募集に関すること。</p>
報道機関	<p>1 災害情報及び各種指示の伝達に関すること。</p> <p>2 原子力防災に関する知識の普及に関すること。</p>
日本通運(株)郡山支店 福島交通(株)郡山支社 (社)福島県トラック協会県中支部	災害時における緊急輸送の協力に関すること。
(社)田村医師会 田村薬剤師会	<p>1 災害時の医療救護活動に関すること。</p> <p>2 安定ヨウ素材の配布に関すること。</p>
田村歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に関すること。
社会福祉法人田村市社会福祉協議会	<p>1 災害時におけるボランティアの受け入れに関すること。</p> <p>2 生活福祉資金の貸付に関すること。</p>
東北電力ネットワーク(株) 郡山電力センター	<p>1 電気供給設備の被害調査並びに早期復旧の実施と危険防止措置に関すること。</p> <p>2 災害時における危険予防措置等の広報活動に関すること。</p>
東日本高速道路(株) 東北支社郡山管理事務所	<p>1 利用者に対する事故情報及び各種措置の伝達に関すること。</p> <p>2 緊急輸送の協力に関すること。</p> <p>3 高速道路の通行確保（緊急交通路指定時を含む。）に関すること。</p>

第8 災害協力団体及び防災関係団体

機関	事務または業務
JA 福島さくら	1 米穀及び食料品の供給に関すること。 2 福祉避難所において使用する福祉用具の供給に関すること。 3 その他の生活必需物資の供給協力に関すること。 4 農地等の被害調査及び住家被害認定のための人員派遣に関すること。
社会福祉法人田村福祉会	災害時における要援護者の緊急受入に関すること。
協業組合たむら環境センター	災害時における災害廃棄物処理等の支援に関すること。
福島県石油業協同組合 田村支部	災害時における燃料等(ガソリン等の石油製品)の供給に関すること。
(社)福島県 LP ガス協会 郡山支部田村方部会	災害時における生活必需品物資(LP ガス等)の供給協力に関すること。
県南電気工事協同組合 三春支部・小野支部	緊急を要する公共施設の応急対策業務に関すること。

第9 東京電力ホールディングス株式会社

事務または業務
1 原災法に基づく届出、通報連絡、業務計画の作成等に関すること。
2 原子力施設の防災管理に関すること。
3 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
4 関係機関に対する情報の提供に関すること。
5 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
6 緊急時モニタリング活動に対する協力に関すること。
7 原子力災害医療活動に関すること。
8 市、県及び関係機関の実施する防災対策活動に関すること。

第2章 原子力災害事前対策

本章は、廃止措置計画等に基づき廃炉作業が進められる福島第一・福島第二のいずれかまたはその両方が同時に、原子力事故や複合災害等により、再び原災法第10条及び第15条に該当する事象が発生し、放射性物質及び放射線が異常に放出されるおそれ、またはされた場合に、迅速に対応するための体制の整備と事前対策を中心に定めるものである。

第1節 原子力発電所における予防処置等

第1 原子力事業者の責務

原子力事業者は、福島第一及び福島第二の廃炉作業を進めるにあたり、安全管理に最大限の努力を払い、更なる放射性物質の異常放出により、市民に影響が及ぶことのないように安全を確保するとともに、発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備えた体制の整備を図るなど原子力災害の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

また、福島第一及び福島第二に係る業務に従事する者に対しては、原子力防災に関する資質の向上を図るための教育、訓練を積極的に行うとともに、県、市との有機的な連携体制の確立を図り、原子力防災体制の整備に万全を期するものとする。

第2 防災業務計画に関する協議

(1) 市は、原災法第7条第2項に基づき、事業者が作成、または修正しようとする原子力事業者防災業務計画案について、県から意見聴取を受けた時は、本計画と整合性を保つ等の観点から、庁内において協議し、意見を文書で回答するものとする。

(2) 関係周辺市町村は、次のとおり。

田村市、いわき市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、**大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村**

(3) 事業者の届出の受理等

市は、県に対し、事業者から原災法に基づく次の事項について届出があった場合は、県からその写しを取得し、情報の収集・連絡等に活用するものとする。

- ア 原子力防災要員の現況（原災法第8条第4項）
- イ 原子力防災管理者または副原子力防災管理者の選任または解任（原災法第9条第5項、第6項）
- ウ 放射線測定設備及び原子力防災活動資機材の現況（原災法第11条第3項）

第2節 国との連携

第1 原子力防災専門官との連携

市は、定期的な連絡会議の開催や訓練の実施等によって、平時から以下について県及び関係市町村並びに原子力防災専門官(内閣府)と密接な連携を図り、地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・修正にあたっては、必要により原子力防災専門官の助言を受けるものとする。

- (1) 地域防災計画(原子力災害対策編)の作成・修正
- (2) 原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡
- (3) 地域ごとの防災訓練の実施
- (4) 原子力災害対策センター(オフサイトセンター)の運用及び防災拠点としての活用
- (5) 住民等に対する原子力防災に関する情報伝達
- (6) 事故時の連絡体制
- (7) 防護対策(避難計画の策定を含む。)、広域連携などを含めた緊急時の対応等

第2 県への協力

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練の実施、緊急時モニタリングセンターの準備、緊急時モニタリングの実施、他関係機関との連携などの緊急時モニタリングの対応等に協力するものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

第1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害の予防と拡大防止に万全を期すため、国、県、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制を整備し、充実を図るものとする。

1 原子力災害時緊急通報連絡体制表等の整備

市は、連絡・指導を行うべき施設や関係機関等を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備するものとする。なお、夜間・土日祝日においても対応できる体制となるよう考慮するものとする。

2 機動的な情報収集体制

市は、状況に即応し、機動的な情報収集活動を行うため本部及び局本部に日々の機動モニタリング班（人員2名、車両1台、放射線測定器1台）の要員を指定する。また市内全域を迅速に情報収集する必要が生じた場合は、臨時機動モニタリング班を編成するとともに、国及び県と協力し、防災ヘリコプター及び自衛隊を活用できる体制を確立するものとする。

3 情報の収集・連絡にあたる要因の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

4 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会（総務省）と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

5 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、防災無線、携帯電話の業務用移動通信、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

第2 原子力災害対策上必要な資料の整備

市は、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような資料を適切に整備し、県を通じて原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に適切に備え付けるとともに、常に最新のものに更新するための仕組みを構築しておくものとする。

1 原子力発電所に関する資料

（1）原子力事業者防災業務計画

(2) 原子力事業所の施設の配置図

2 社会環境に関する情報

(1) 周辺の地図

(2) 周辺地域の人口及び世帯数

(原子力事業所との距離・方位別、要配慮者の概要、観光客等の季節的な人口移動に関する資料を含む。)

(3) 周辺一般道路、高速道路、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料
(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、着陸可能機種等の情報を含む。)

(4) コンクリート屋内退避施設、指定避難所に関する資料及び避難計画

(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。)

(5) 周辺地域の公共施設、特殊施設（幼稚園、学校、病院、福祉施設等）に関する資料
(位置に関する情報を含む。)

(6) 原子力災害医療施設（原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関）に関する資料
(位置、対応能力、搬送ルート及び手段等についての情報を含む。)

(7) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

3 防護措置の判断に関する資料

(1) 周辺地域の気象・海象資料

(過去3年間における風向・風速、大気安定度の季節及び日変化の情報等)

(2) モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図及び環境試料採取の候補地点図

(3) 平常時環境放射線モニタリング資料

(事故前10年間及び過去3～10年間の統計値等)

(4) 周辺地域の水源地、飲料水供給施設等に関する資料

(5) 農林水産物の生産及び出荷状況

4 防護活動資機材等に関する資料

(1) 資機材の整備・配備状況

(2) 広報車両・避難用車両の緊急時における運用体制

(3) 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の整備・配備状況

5 災害復旧に関する資料

市は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3 情報の分析整理

1 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

- (1) 市は、収集した情報を的確に分析・評価・整理するための情報所等の勤務者に継続的な教育訓練を行い、情報収集に係る人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。
- (2) 原子力防災業務等に従事する者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務等に従事する者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修、特に以下に掲げる事項について積極的に研修させ、原子力災害対策に係る人材を育成するものとし、併せて研修成果を訓練等の場を活用し、他の職員及び市民に普及させるものとする。

- ア 原子力防災体制及び組織に関すること。
- イ 原子力施設の概要に関すること。
- ウ 原子力災害とその特性に関すること。
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- オ 緊急時モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- カ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- キ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- ク 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ケ 原子力災害医療(応急手当を含む。)に関すること。
- コ その他緊急時対応に関すること。

2 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、原子力防災関連情報の収集・蓄積を図るものとし、それらの情報について行政局及び関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図るものとする。

第4 通信手段の確保

市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておくものとする。なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるとともに、通信事業者等と事前調整を行い、緊急措置としての移動局等の派遣要請手続き等を整備するものとする。

1 防災行政無線の適切な管理

市は、常に防災行政無線施設を良好な状態に保つとともに、可聴範囲外地域の解消に努めるものとする。

2 専用回線網の活用

(1) 市と県と国、関係市町村との間の専用回線網の活用

市は、県、国及び関係市町村との間の通信体制を充実・強化するために設置された専用回線網の活用に努めるものとする。

- (2) 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の専用回線網の活用
市は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）との間の通信連絡のために設置された専用回線網等の活用に努めるものとする。

3 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(1) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

また、さらに非常用通信機器の整備及び防災関係機関への整備促進に努めるものとする。

(2) 災害時優先電話等の活用

市は、NTT 東日本などの電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について職員に習熟するものとする。

(3) 衛星携帯電話、公衆無線 LAN サービスの活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備の促進及び公衆無線 LAN サービスの導入により、通信手段の多重化を図るものとする。

(4) 非常用電源等の整備及び保守点検の実施

市は、庁舎等の停電に備え、非常用電源設備を整備(補充用燃料を含む。)するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と操作方法の習熟はもとより、専門的な知見・技術をもとに災害による被害を受けない場所への設置を図るものとする。

第4節 緊急事態応急体制の整備

市は、再び原子力災害が発生、または発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、平常業務を必要最小限度の市民サービス業務にとどめ、応急災害対策を行うための防災組織体制を整備するものとする。

職員は、常日頃から所属部課及び自己の任務を理解し、原子力災害発生時は躊躇することなく活動できるよう研鑽に励まなければならないものとする。

第1 市の即応体制の保持

原子力災害発生時に、できる限り混乱を回避し、被害を最小限にとどめるため危機管理の観点から平時とは異なった組織体制のもと、迅速な災害応急対策を実施するため災害対策にあたる全職員に対する日頃からの研修・訓練を行い、災害に対応する組織の確立とその機能の強化を図る等により即応体制を保持するものとする。

1 組織体制の整備

発災時の警戒態勢・事故対策のため「災害時職員初動マニュアル」を策定しているが、必要に応じ災害対策活動体制の適時な見直しを行うなど、より実践的な組織体制の整備を図るものとする。

2 動員・連絡体制の整備

夜間、休日等における緊急事態をも考慮した職員の動員及び連絡体制の強化を図るものとする。

第2 本部機能の強化

1 本部の組織

総則編第2章「第2節 防災に関する組織と責務」に準ずる。

2 本部長の責務

(1) 災害初動体制の早期確立を重視して常日頃から職員に対し防災計画を周知徹底とともに、各部課及び職員個々に任務を明示するものとする。

(2) 職員の災害対応能力の向上施策の実施

ア 職員の研修・訓練計画の策定

本部事務局要員等に対し、各人に割り当てられる任務を遂行できるよう災害対応能力の向上を目的として、研修・訓練計画を策定するものとする。

イ 研修・訓練実施の考え方

(ア) 知識や心得の付与を目的とした会議形式の研修のほか、図上演習など、その目的に応じ最も効果的な手法で実施するものとする。また、研修・訓練の実施後は、その効果の測定を行い、内容及び手法の改善を図るものとする。

(イ) 人事異動、通常業務の繁忙などを考慮し、計画的に実施するものとする。

- (ウ) 市のみでは対応困難な市民の避難行動等については必要に応じ、自衛隊、消防、警察等防災関係機関と合同の訓練を実施することにより、組織の災害対応能力の向上を図るものとする。
- (3) 本部及び局本部の機能の強化
- 本部事務局及び局本部事務局に、非常時の情報収、伝達、企画立案機能をはじめ、本部の運営に必要な無線、有線等の通信機器、図面等の整備を図り、本部機能の強化を図るものとする。
- ### 3 各部課長等の責務
- (1) 各部課等の役割を職員に周知徹底するとともに、部課等職員個々に原子力災害発生時における任務を明確かつ具体的に付与するものとする。
- (2) 部課等職員に対する教育
- 各部課長等は、次の事項について、所属職員に対し十分に周知を図るとともに、所管事項に関する原子力災害対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対して教育を行うものとする。
- ア 原子力災害等に関する基礎知識
- イ 「田村市地域防災計画」の内容と市が実施している原子力災害対策
- ウ 原子力災害の発生が予知された場合、または発生した場合に具体的にとるべき行動
- エ 職員等が果たすべき役割(職員の動員体制と役割分担)
- オ 家庭の原子力災害対策と自主防災組織の育成強化対策
- カ 原子力災害対策の課題その他必要な事項
- (3) 差出し職員の通知
- ア 部長等は、毎年4月1日までに本部事務局及び各部に差出す職員の名簿を市民部長に報告するものとし、差出し要員の異動等に伴う変更については、その都度遅滞なく報告するものとする。
- イ 市民部長は、前段の報告を受けた後、速やかに本部組織図を作成し、各部長等に通知するものとする。
- (4) 緊急連絡網の整備及び徹底
- ア 本部事務局長(市民部長)は、本部事務局緊急連絡網を作成するものとする。
- イ 本部員(各部長等)は、各部等の緊急連絡網を作成するものとする。
- ### 4 職員の責務
- (1) 地域防災計画を熟知するとともに所属部課及び各人の地位・役割を把握し、地震が発生した場合には、速やかに行動できるように努めるものとする。
- (2) 自ら積極的に原子力災害に関する基礎知識及び危機管理能力の修得に努めるものとする。
- (3) 原子力災害発生時に道路渋滞等及び複合災害時の道路途絶を考慮し出勤のため、予備経路及び予備手段を計画し、事前に確認しておくものとする。

第3 防災関係機関との連携

市を管轄する防災機関及び市に關係する防災関係機関は、防災計画の円滑な実施のため、防災組織の充実を図るものとする。

第5節 緊急事態応急対策等拠点施設等の整備

第1 施設等の維持管理

市は、国、県、関係市町村及び原子力事業者と連携して、それぞれの役割に応じて、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）及びその代替施設が、複合災害時や過酷事故においても確実に機能するよう施設、設備、資機材及び資料等について、適切に整備、維持及び管理を行うものとする。

原子力事業者は、あらかじめ原子力事業者防災業務計画において原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）を選定し、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）等との確実に連携を図るために必要な機能の整備を行うものとする。

第2 防災知識の普及

市は、国、県、関係市町村及び事業者とともに、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）を地域における原子力防災の拠点として、平時から、訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

第6節 緊急時モニタリング体制の整備

当面の間市は、現行のリアルタイム線量測定システム、モニタリングポスト及びモニタリング班によるモニタリング体制を維持するとともに、福島第一・福島第二の単独、または発電所周辺で大規模自然災害が発生する等により、原災法第10条及び第15条に該当する事故が発生した場合に迅速に対応できるよう機動モニタリング隊の派遣体制を維持する。なお、広域に渡るモニタリングを機動的に展開するため、国、県、指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立するものとする。

第1 モニタリング体制等の整備

1 現行のモニタリング体制

(1) 緊急防護措置を準備する区域(UPZ)

区分	R	M	計	N	(単位:か所、組)
都路行政局管内	17	11	28	7	R : リアルタイム線量測定システム
滝根行政局管内	16	2	18	14	M : モニタリングポスト
大越行政局管内	12	1	13	6	N : モニタリング班
常葉行政局管内	15	5	20	10	(ナインチレーション)
本庁	48	6	54	35	
計	108	25	133	72	

(2) モニタリングの公表

市は、福島第一または福島第二からの再度の放射性物質、または放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点で、月1回のモニタリングを継続するとともに、結果の公表を継続するとともに、その結果を広報誌及びホームページ等で速やかに公表するものとする。

(3) 県が実施する緊急時モニタリング等への協力準備

市は、再度原子力災害が発生した場合に県が実施する緊急時モニタリングの迅速かつ的確な実施に協力するための体制を整備し、維持するものとする。

2 モニタリング設備・機器の活用等

市は、周辺環境への放射性物質、または放射線による影響を把握するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等のモニタリング設備・機器等を整備するとともに、その操作及び管理について習熟するものとする。

(1) 測定器材等保有台数

器材名	市所有	原子力規制庁配備	計
放射線測定器(TCS-172B)	3	23	26
サーベイメーター(TGS-146)	5	10	15

(2) 機材の配分計画

配分先	放射線測定器 (TCS-172B)	サーベイメーター (TGS-146)
本庁及び各行政局	本庁	20
	滝根	1
	大越	1
	都路	3
	常葉	1
たむら市民病院・都路診療所	—	

※田村医師会救護班が編成された場合は、救護班に TGS-146 の配分を計画するものとする。

※広範囲に迅速な測定が必要な場合は、各行政局へ増加配分を計画するものとする。

3 モニタリング要員の確保

市は、モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために機動モニタリング隊を常時編成するとともに、臨時の機動モニタリング隊の編成を準備する。なお、これらのモニタリング要員に対して、定期的に講習会等を実施してモニタリングに必要な識能を習得させるものとする。なお、市は、初期における迅速な活動体制を確保するため、県の要請を受けた場合には、機動モニタリング隊を派遣できるよう準備するものとする。

4 県、関係機関との協力体制の整備

市は、県の助言や協力によって、校庭、公園、通学路及び集会所等の市民生活に身近な場所のモニタリング体制の整備に努めるものとする。

5 緊急時放射線モニタリング情報伝達ネットワークの整備・維持

市は、県及び国等が整備するモニタリング情報共有システム、環境放射線監視テレメーターシステムの活用に努めるものとする。

第2 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者より警戒事象、または特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握及び災害応急対策の助言等のために専門的知識を有する職員の派遣の要請をするものとする。

第7節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第1 情報伝達体制及び設備の整備

市は、国及び県並びに防災関係機関と協力し、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合、または原子力発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、住民等に対して、被災者の危険回避のための警戒事象、または特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容情報を含め分かりやすく迅速に伝達するため、必要な情報伝達体制及び設備を整備するものとする。

1 多様な広報媒体の整備及び活用

市は、情報の伝達にあたっては、国、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合情報通信ネットワーク、防災行政無線、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やインターネットホームページ、X（旧ツイッター）等多様なメディアの活用を図るものとする。

2 市民への対応体制の整備

市は、地震や津波等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、伝達方法、提供すべき情報の内容（フェーズに応じた広報文の事前作成）及び実施者、市民からの問合せへの対応要領について、あらかじめ定める等、必要な体制を整備するものとする。

3 要配慮者等への広報体制の整備

市は、国、県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、各行政区長（以下「区長」という。）、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉施設、国際交流協会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要介護者、障がい者及び難病患者等の避難行動要支援者並びに外国人、高齢者、乳幼児、妊娠婦及び一時滞在者等の要配慮者について平時から情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。

4 住民相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

5 広報実施マニュアル等の整備

市は、国及び県と連携し、警戒事象通報後から住民等に提供すべき情報の項目を災害対応のフェーズや場所等に応じて具体的に分かりやすく整理し、広報実施マニュアル等を作成するものとする。なお、住民等に対して必要な情報が確実に伝達されるよう、情報伝達の際の役割分担等の明確化に努めるものとする。

第2 地域コミュニティによる共助意識の醸成

市は、災害時における情報伝達及び避難誘導に関し、地域コミュニティの果たす役割に鑑み、区長、民生委員・児童委員、消防団及び地域の自主防災組織等と協力し、地域における共助意識の醸成に努めるものとする。

第8節 避難収容活動体制の整備

市は、放射性物質及び放射線から生命、身体を防護するため、国より避難指示または屋内退避等の指示を受けた場合、または市長が、原災法第10条の特定事象が発生し、市民の生命、身体を保護する必要があると判断した場合に円滑かつ迅速に避難できる体制を整備するものとする。なお、避難体制については、地震災害対策編第1章「第11節 避難体制の整備」に準ずるほか、以下のとおりとする。

第1 避難の区分

避難は、その実施状況等により、以下の2つの類型に分類される。

区分	防護措置内容
避難(evacuation)	空間放射線量率等が高い地点から速やかに離れるため緊急で実施する防護措置
一時移転(temporary relocation)	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置

第2 避難等の発令基準及び伝達

1 発令基準

区分	発令要件
屋内退避	1 原子力緊急事態が宣言され、国より屋内退避を指示された場合 2 市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合
高齢者等避難	予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民等が避難を開始した場合で、市長が、避難行動要支援者を保護する上で必要と認めた場合
避難指示	1 原子力緊急事態が宣言され、国より避難を指示された場合 2 $500 \mu \text{Sv/h}$ 以上が観測された場合 3 市長が、市民の生命、身体を保護する上で必要と認めた場合

2 避難等の伝達担当及び方法

一般災害対策編第1章第10節第5「3 避難指示等の伝達担当及び方法」に準ずる。

第3 避難計画の作成等

1 避難計画作成にあたっての留意事項

- (1) 原子力災害対策指針に基づき、迅速な避難を行うための方位別予測フォールアウト・エリア毎の避難計画をあらかじめ作成し、発災時の風向き及び気象現象等から避難対象区域が判明次第、直ちに計画を発動できる体制を整備するものとする。

- (2) 原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難や防災措置の実施基準となる OIL(運用上の介入レベル)に応じた防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、避難計画を策定するものとする。
- (3) 避難先からの更なる避難を避けるため、県で策定した「福島県原子力災害広域避難計画」の定めによる。
- (4) 避難行動要支援者の避難計画の作成にあたっては、一般災害対策編第1章「第17節 要配慮者支援対策」に準ずる。
- (5) 避難対象区域の決定にあたっては、地域コミュニティの維持に着目し、同一行政区の市民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。
- (6) UPZにおける避難計画の作成においては、OILの区分に応じた避難方法(避難か一時移転か)の選択手続き及びそれぞれの避難方法に基づく具体的な実施措置内容について整備するものとする。

2 避難対象区域(方位別予測フォールアウト・エリア)毎の避難計画の作成

- (1) 緊急防護措置を準備する区域内(UPZ)は、発災の風向き及び気象現象等により、全域避難、または避難を必要とする区域と避難を必要としない屋内退避区域等に区分されるため、福島第一、福島第二別にそれぞれの発電所を中心として16方位の予測フォールアウト・エリア毎に避難計画を作成するものとする。なお、予防的防護措置を準備する区域(PAZ:概ね5km圏内)の住民避難が先行して行われるため、その円滑な避難が実施できるよう配慮するものとする。
- (2) 避難計画の策定にあたっては、下記事項に留意するものとする。
 - ア 避難等に関する指標
 - イ 避難対象地区、対象人口及び責任者
 - ウ 避難を開始する時期
 - エ 避難先
 - 指定避難所若しくはコンクリート建物の名称、所在地
 - オ 避難の実施要領
 - (ア) 避難等の指示の伝達方法
 - (イ) 一時集合場所の名称、所在地、対象地区、対象人口、責任者、移動経路及び誘導方法
 - (ウ) 他市町村への避難の方法については、(イ)において集合後、「田村市原子力災害広域避難マップ」によるものとする。
 - (エ) 住民輸送に関する事項
 - a 輸送車両の数、配車の要領
 - b 輸送の経路
 - c 道路の使用統制
 - カ 避難状況の確認体制
 - キ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水措置

- (イ) 給食措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 生活必需品の支給
- (オ) 負傷者に対する応急救護
- (カ) 家庭動物との同行避難のためのケージ等の支援

ク 指定避難所の管理に関する事項

- (ア) 避難所の管理・運営責任者及び運営方法
- (イ) 避難受入中の秩序保持
- (ウ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (エ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (オ) 避難者に対する各種相談業務

ケ 要配慮者に対する救護措置に関する事項

- (ア) 情報の伝達方法
- (イ) 避難及び避難誘導
- (ウ) 避難所における配慮等
- (エ) 社会福祉施設事業者の活用等

コ 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項

- (ア) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
- (イ) 標識、誘導標識等の設置
- (ウ) 住民に対する巡回指導
- (エ) 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布

3 各機関等の避難誘導計画の作成

(1) 学校施設等における避難計画

- ア 市は、学校等の管理者に対し、原子力災害が発生若しくは発生するおそれのある場合を想定し、学校等の職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するよう指導、助言に努めるものとする。
- イ 市は、学校等の管理者に対し、新たな原子力災害が発生した場合に園児、児童、生徒及び学生(以下「児童・生徒等」という。)を混乱なく、安全を確保し、生徒等が適切に行動できるように、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、保護者への引渡し要領等についての避難計画を具体的に作成するとともに、生徒等の避難を組み入れた訓練を実施するよう要請するものとする。
- ウ 避難計画の作成にあたっては、学校等が立地する地域の特性を考慮した上で、生徒等の安全確保と円滑な保護者等への引渡しを重視し、次の事項に留意して、実態に即した適切な避難対策を立てるものとする。
 - (ア) 避難実施責任者
 - (イ) 避難の優先順位
 - (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
 - (エ) 避難誘導の要領及び措置

- (オ) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
 - (カ) 避難場所の選定、**受入**施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法
 - (キ) 避難者の確認方法
 - (ク) **児童・生徒等**の保護者等への引渡し方法及び保護者と連絡が取れない場合の措置
 - (ケ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法
- (2) 病院・社会福祉施設等における避難計画
- 病院・社会福祉施設等の施設管理者は、県及び市と連携し、新たな原子力災害が発生した場合に患者を他の医療機関、または安全な場所へ集団的に避難させることを想定し、**県が作成した「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」**を参考として、以下の事項に留意し、避難計画を作成するものとする。
- ア 避難実施責任者
 - イ **避難の順位** (患者・入所者の状態に応じた搬送要領)
 - ウ 避難誘導責任者及び補助者
 - エ 避難の指示伝達方法
 - オ 患者等の避難に必要な資機材の確保 (特殊車両等の確保)
 - カ **避難時における搬送や医療維持の方法等**
 - キ **避難者の把握方法**
 - ク **入院患者及び入所者の家族等への連絡方法**
 - ケ **被災時における施設内の衛生の確保**
 - コ **外来者の避難誘導及び周知の方法**
- (3) 不特定多数の者が利用する施設の避難計画
- 駅等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、施設の特性を考慮し、**多数の避難者の集中や混乱防止に配慮**するとともに、災害に関する情報及び指示の伝達の方法並びに避難場所、経路、時期及び誘導等について定めておくものとする。

第4 避難所等の整備

避難所等の整備については次のとおりとするほか、一般災害対策編第1章「第10節 避難体制の整備」に準ずる。

1 避難所、コンクリート屋内退避所の整備

- (1) 市は、市内のコンクリート製建物について調査を行い、コンクリート屋内退避施設を指定するものとする。また、福祉避難所についても同様に、コンクリート屋内退避施設を指定するものとする。
- (2) 市は、あらかじめ施設管理者の同意を得て避難所及びコンクリート屋内退避所として指定した施設について、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともにその耐震化を図るものとする。また、男女の違いや、避難行動要支援者のニーズについて配慮するものとする。なお、市は、避難や避難退域時検査等の場所として指定された建物について

は、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

2 「田村市原子力災害広域避難計画」に基づく避難所等の指定

広域避難計画に基づく避難所については、避難先市町村において指定するものとする。

第5 要配慮者等の避難にかかる取組

1 要配慮者等の避難・屋内退避

市は、市全域が緊急防護措置準備区域(UPZ)にあたることから、要配慮者及び一時滞在者の避難・屋内退避については、一般災害対策編第1章「第17節 要配慮者支援対策」に準ずる。

2 避難体制の整備

市は、県と連携し、避難所・屋内退避所における要配慮者の健康状態の把握及びケアが適切に行われるよう、受入可能市町村、防災関係機関及び福祉関係団体等と協力し、福祉避難所の確保を含め、避難体制を整備するものとする。

3 施設管理者による避難計画の策定

市は、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設の管理者に対し、自力避難の困難な避難行動要支援者の避難誘導方法、区長、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、近隣住民等の協力体制、保護者への安否の連絡等に配慮した避難計画の整備について要請するものとする。

第6 避難に係る諸整備

1 住民等の避難状況等の確認体制の整備

市は、避難・退避のための立ち退き指示等を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に把握するため、田村警察署、田村消防署、消防団等防災関係機関とあらかじめ必要な体制について計画するものとする。

2 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、警戒区域を設定する場合、警戒区域設定にともなう広報、立入規制及び一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

3 避難・屋内退避の住民等への事前周知

- (1) 市は、再度の原子力災害発生後の経過に応じて、住民等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問合せ先について、広報するものとする。
- (2) 市は、避難、屋内退避の方法、避難経路(自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。)、避難所及び集合場所、屋内退避所及び避難退城時検査(国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否か

を確認する検査。以下同じ。) 等の場所について、日頃から広報誌等により住民等への周知徹底を図るものとする。

- (3) 市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、警戒事象及び特定事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。また、住民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行うものとする。
- (4) 受入可能行政局は、避難者を受け入れる際、行政局管内の住民等への広報内容について、あらかじめ整理するものとする。

第9節 飲食物の摂取制限及び出荷制限

第1 飲食物の摂取制限及び出荷制限に関する体制整備

市は、国及び県と協議し、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

第2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第3 フォールアウトからの内部被ばく防止体制の維持

1 学校給食用物資放射性物質測定(毎日)

(1) 学校給食センター及び保育所等給食用物資放射性物質測定

食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質の規制値(平成24年4月1日施行)

放射性セシウム(セシウム-134とセシウム-137の合計)

ア 飲料水	10ベクレル/kg
イ 牛乳・乳幼児食品	50ベクレル/kg
ウ 一般食品	100ベクレル/kg

第10節 緊急輸送活動体制の整備

第1 専門家の移送体制の協力

市は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力(最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等)について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

第2 緊急輸送路の確保体制等の整備

- (1) 市は、市の管理する道路情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国及び県と協力し、複合災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路施設の耐震性の確保に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努めるものとする。
- (3) 市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車特に避難者の輸送に使用する車両や要員の配置についてあらかじめ避難計画に定めておくものとする。

第11節 消防活動体制及び原子力災害医療体制等の整備

第1 救助・救急活動用資機材等の整備

市は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等の整備に努めるものとする。

第2 救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、講習会、防災訓練等をとおして職員の放射性物質等からの防護に関する知識及び救急・救助にかかる識能の向上を図る等により、原子力災害時における救助・救急機能の強化を図るとともに、放射線防護に係る技術的事項及び安定ヨウ素剤の服用の方法等について定めておくものとする。

第3 原子力災害医療体制の整備

- (1) 市は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、田村医師会と連携し体制の整備を図るものとする。
- (2) 放射物質等による体内被ばく防護にかかる市民の健康管理業務を行うため、市は、内部被ばく線量を測定する施設を設け、運営するものとする。

第4 消火活動用資機材等の整備

市は、平時から県、原子力事業者等との連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

第5 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 市は、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関と協力し、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。
- (2) 市は、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、平時から、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第6 物資の備蓄、調達、供給活動

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生

した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄または避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、国、県と連携のうえ、整備拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するもととする。

第12節 業務継続計画の策定

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退き指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第13節 原子力防災に関する知識の普及・啓発

市は、国、県及び原子力事業者と協力して福島第一の事故により形成されたフォールアウトによる被ばく防止及び福島第一、福島第二において事故が発生した場合、混乱と動搖を抑え、市民が適切に行動できるよう広報活動及び防災訓練を実施するとともに、災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の継続的な普及啓発を行うものとする。

特に、安定ヨウ素剤の服用にあたっては、指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を平時から提供しておくものとする。

第1 市民に対する普及啓発項目

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 福島第一、福島第二の状況に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に市等が講じる対策に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 要配慮者への支援に関すること。
- (8) 避難に関すること。（避難経路・コンクリート屋内退避施設、指定避難所、集合場所、避難退域時検査及び簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング、避難手段）
- (9) 原子力災害時にとるべき行動、留意事項及び問合せ先に関すること。
- (10) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (11) 安定ヨウ素剤の服用に関すること。
- (12) 指定避難所以外に避難した場合にとるべき行動に関すること。
- (13) その他必要と認める事項

第2 学校等における普及啓発

教育委員会は、市立小中学校長等に対し、教職員及び生徒等が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるよう、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導するものとする。

第3 要配慮者への配慮

防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第4 災害教訓の伝承

市は、県及び国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

第5 國際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は県及び国と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場やホームページ等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第6 緊急事態応急対策に従事する者に対する教育

市は、緊急事態応急対策の円滑な実施を図るため、緊急事態応急対策に従事する者に対して、国等が実施する研修を積極的に活用するとともに、国等と連携して次に掲げる教育を実施するものとする。

また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報の活用に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) 原子力災害医療活動（応急手当を含む）に関すること。
- (10) その他緊急時対応に関すること。

第14節 防災訓練等の実施

第1 訓練計画の策定

- (1) 市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次に掲げる要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練の実施計画を企画立案するものとする。
- ア 本部等の設置運営訓練
 - イ オフサイトセンターへの参集、立ち上げ、運営訓練
 - ウ 緊急時通信連絡訓練
 - エ 緊急時モニタリング訓練
 - オ 気象予測及び大気中拡散予測の活動訓練
 - カ 原子力災害医療訓練
 - キ 周辺住民に対する情報伝達訓練
 - ク 周辺住民避難訓練
 - ケ 消防活動訓練・人命救助活動訓練
- (2) 市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に、市が含まれる場合には、市は、住民避難及び住民に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参加するものとする。

第2 訓練の実施

1 要素別訓練等の実施

市は、訓練の実施計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごとまたは各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

2 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第3 実践的な訓練の実施と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前シナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

市は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等原子力防災対策の改善に取り組むものとする。

市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第15節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故については、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性に鑑み、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、市及び県は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 原子力災害応急対策

本章は、廃止措置計画等に基づき廃炉作業が進められる福島第一及び福島第二において、原災法第10条または第15条に該当する事象が発生し、放射性物質または放射線が異常な水準で放出されるおそれのある、または放出された場合並びに放射性物質の事業所外運搬中ににおいて輸送容器外へ異常な水準で放射性物質及び放射線が放出されるおそれのある、または放出された事態が発生した場合に、迅速に対応するための体制の整備と事前対策を中心に定めるものである。ただし、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 活動体制の早期確立

第1 配備体制

(1) 市の配備体制

福島第一及び福島第二において警戒事象または特定事象が発生したときは、次の体制をもって対処するものとする。

動員の配備基準

＜原子力立地市町村の震度により参考＞

福島第一原発：大熊町・双葉町／福島第二原発：楢葉町・富岡町

配備体制		配備基準	発令権者
1号配備 (注意体制)	情報所 本体制	<p>【情報収集事態】</p> <p>○震度5弱又は震度5強を観測する地震発生</p> <p>○原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある核物質防護情報等が通知された場合</p> <p>【警戒事態AL1】</p> <p>警戒事態と認める自然災害</p> <p>○県内で震度6弱以上を観測する地震が発生</p> <p>○県内で大津波警報が発令されたとき。</p> <p>【警戒事態AL2】</p> <p>原子力規制委員会が判断する警戒事態</p> <p>○原子力施設の重要な故障等が発生した場合</p> <p>【警戒事態AL2】</p> <p>原子力規制委員会が判断する警戒事態</p> <p>○原子力施設の重要な故障等が発生した場合</p>	情報所長 (生活安全課長)

配備体制	配備基準	発令権者
2号配備 (警戒体制)	警戒本部 【施設敷地緊急事態 SE】 ○原災法第10条に定める特定事象の発生を覚知または通報があったとき。 ○発電所周辺の環境放射線モニタリングが 5μ Sv/h を超えるとき。 ○特定事象の発生を覚知または通報があったとき。 ○国、県が事故警戒本部を設置したとき。	警戒本部長 (市民部長)
3号配備 (非常体制)	災害対策 本部 【施設敷地緊急事態 SE】 ○原災法第10条に定める特定事象の拡大のおそれがある場合 【全面緊急事態 GE】 ○原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき。 ○国、県が事故災害対策本部を設置したとき。 ○その他市長が必要と認めたとき。	災害対策本部長 (市長)

※原災法第10条事象【施設敷地緊急事態】

原子炉冷却材の漏洩、全ての交流電源喪失（5分以上継続）、原子炉停止中に全ての原子炉冷却機能喪失 等

※原災法第15条事象【全面緊急事態】

原子炉冷却材の漏洩、非常停止の必要時に全ての原子炉停止機能喪失（5分以上継続）、敷地境界の空間放射線量率が 5μ Sv/h（10分以上継続） 等

(2) 配備体制の解除

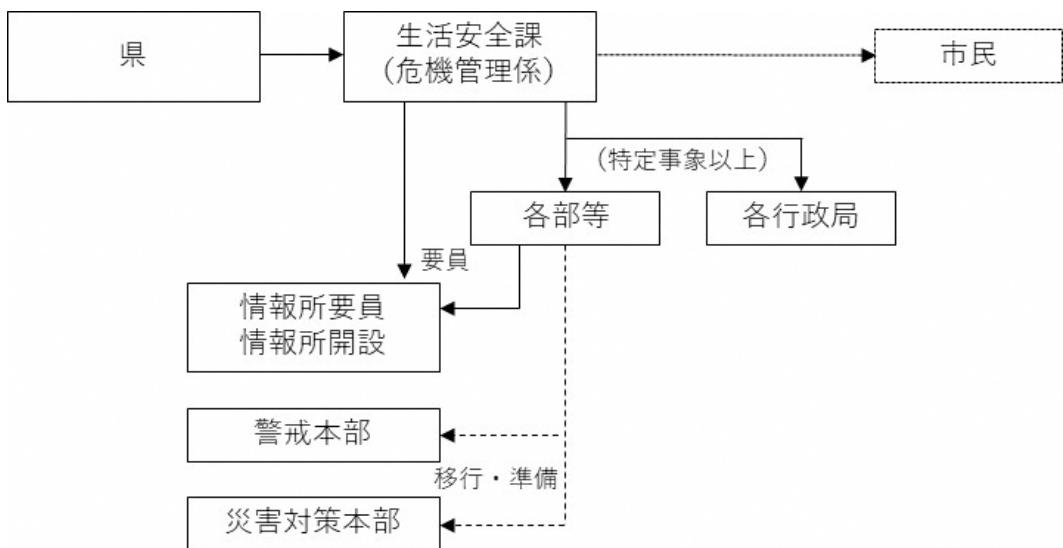
- ア 各発令権者は、市の地域において災害が発生する危険が解消したと認めたとき、または災害応急対策が完了したと認めたときは、活動体制を解除するものとする。
- イ 原子力緊急事態解除宣言がなされた場合。

第2 初動における情報収集体制

警戒事象または特定事象にかかわらず警戒事象未満の情報を入手した場合においても、以下の要領で情報収集体制を早期に確立し、情報収集活動を行うものとする。

1 勤務時間内の場合

(1) 活動体制のフロー



(2) 情報所長(生活安全課長)

- ア 警戒事象未満の事象の情報を入手した場合における情報所開設の要否については、情報所長の判断によるものとする。なお、入手した情報については指揮系統を通じて市長へ報告するとともに、各部長等に通報するものとする。
- イ 警戒事象以上の情報を入手した場合は情報所を開設し、情報収集に努めるとともに、職員に事象を周知し、各々の役割に基づき迅速に行動しえるよう準備させるものとする。また、特定事象以上の場合は、住民等に対し広報するものとする。

(3) 情報所に従事する職員

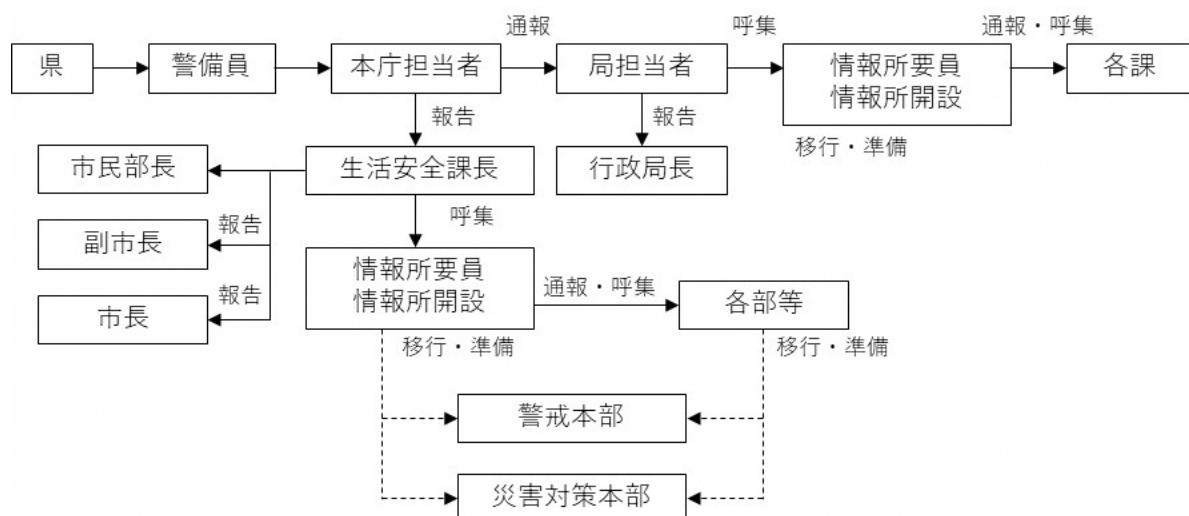
本属上司にその旨を報告するとともに、情報所に参集し分掌事務を行うものとする。

(4) その他の職員

本属上司の指示を受け行動し、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しないものとする。

2 勤務時間外の場合

(1) 活動体制のフロー



(2) 本庁及び行政局担当者

ア 本庁担当者

(ア) 警戒事象未満の情報であっても速やかに生活安全課長に報告するとともに、情報収集に関し、生活安全課長の指示を受けるものとする。なお、入手した情報が警戒事象以上である場合は、情報所が設置されるまでの間、覚知または通報された事案に関する情報の収集に努めるものとする。

(イ) 入手した情報について各行政局担当者に通報するものとする。

(ウ) 情報所が開設されたのちは、収集した情報を情報所等に引き継ぎ職務に復帰するものとする。

イ 行政局担当者

行政局長に報告するとともに、情報所が設置されるまでの間、覚知または通報された事案に関する情報の収集に努めるものとする。

(3) 情報所長(生活安全課長)

ア 警戒事象未満の事象の情報を入手した場合における情報所開設の要否については、生活安全課長の判断によるものとする。なお、担当者には情報の継続的な入手を指示し、入手した情報を指揮系統を通じて市長へ報告するとともに、各部長等に通報するものとする。

イ 警戒事象以上の情報を入手した場合は情報所を開設し、情報収集に努めるとともに、上位体制に従事する職員に事象を周知し、各々の役割に基づき迅速に行動できるよう準備させるものとする。また、特定事象以上の場合は、住民等に対し広報するものとする。

(4) 災害対策等に従事する職員

警戒事象等の覚知または非常呼集を受領した場合は、指定された場所に速やかに参集し、各々の対応組織の活動体制を確立するものとする。

(5) その他の職員

努めて連絡を取れる態勢を維持するものとする。

3 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる対応組織災害対策幹部職員(各部班長等)は、直ちに登庁し、情報収集等初期災害対策を指揮するものとする。

なお、体制については一般災害対策編第2章第1節「第4 災害対策本部」の定めによるものとする。

第3 発動基準に基づく活動体制の確立

資料編 02「災害時職員初動マニュアル」に準ずる。

資料編：02 災害時職員初動マニュアル「3-1 動員計画」

第4 平常業務の取り扱い

1 平常業務の最小化

大規模な災害等が発生し、全市をあげて災害対応が必要とされる場合には、平常業務は必要最小限に止めるものとする。ただし、状況に応じて各部長等または各行政局長が可能と認める場合は、平常業務の再開に努めるものとする。

2 各部・行政局の市民サービス業務

各部長及び各局長は、災害発生時において極力必要な市民サービス業務の維持に努めるものとする。

第5 本部の設置または廃止の連絡

一般災害対策編第2章第1節第2 1 「(3)本部の設置又は廃止の連絡」に準ずる。

第2節 災害警戒本部及び災害対策本部

災害警戒本部及び災害対策本部の編成、組織及び分掌事務等災害応急対策に必要な組織並びに編成は、次のとおりとする。

第1 組織編成

1 災害警戒本部の組織編成

一般災害対策編第2章第1節第3「2 災害警戒本部の組織編成」に準ずる。

2 災害対策本部の組織編成

一般災害対策編第2章第1節第4「2 災害対策本部の組織編成」に準ずる。

第2 事務分掌

1 災害警戒本部の事務分掌

一般災害対策編第2章第1節第3「3 災害警戒本部の事務分掌」に準ずる。

2 災害対策本部の事務分掌

一般災害対策編第2章第1節第4「3 災害対策本部の事務分掌」に準ずる。

第3節 職員の動員配備

第1 動員基準

1 職員の配備区分

一般災害対策編第2章第2節第1「1 職員の配備区分」に準ずる。

第2 職員のとるべき行動

1 勤務時間内の場合

(1) 職員は、第3章第1節「第1 配備体制」の配備基準に該当する事象等を入手したときは、直ちに防災行政無線及びテレビ・ラジオからの情報を収集するとともに、各々の役割に基づき迅速に行動できるよう、準備するものとする。

ア 各体制の対応組織に従事する職員

本属上司にその旨を報告し、各活動体制の部長等の指揮に入り、業務を遂行するものとする。

イ その他の職員

本属上司の指示を受け行動し、終業時間となっても上司の指示があるまで退庁しないものとする。

2 勤務時間外の場合

(1) 警備員

ア 警備員は、第3章第1節「第1 配備体制」の配備基準に該当する事象等を入手したときは、定められた手順により報告するとともに、対応組織が設置されるまでの間、相互に連携し、原子力発電所の状況に関する情報の収集に努めるものとする。

イ 各体制の施設が開設された後は、収集した情報を情報所等に引き継ぎ、職務に復帰するものとする。

(2) 各体制の対応組織に従事する職員

自動的に万難を排して指定された場所に速やかに参集し、各々の対応組織の長の掌握下に入るとともに被害情報の収集、応急対策を実施するものとする。

(3) その他の職員

第3章第1節「第1 配備体制」の配備基準に該当する事象等を覚知したときは、努めて連絡を取れる態勢を維持するものとする。

(4) 災害対策幹部職員の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる各活動体制の対応組織の幹部職員(各部班長等)は、直ちに登庁し被害状況の収集等初期災害対策を指揮するものとする。

3 動員数の確認

(1) 参集職員の届出

動員を受けた者は、速やかに招集地へ参集し、口頭等で所属班長等に到着した旨を届け出るものとする。病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨をしかるべき方法により所属班長等を通じて本部長に届け出るものとする。

(2) 動員状況の報告

事務局長及び各部長等は、招集が完了したときは、各部長は、所属職員総数、動員職員数、登庁人員数及び登庁不可能員数を班別に本部事務局（統括・企画班）へ報告することとし、報告を受けた本部事務局（統括・企画班）は、これを動員記録簿に記録するものとする。なお、動員記録簿の様式は、本部事務局（統括・企画班）が別に定めるものとする。

第4節 事故状況の把握及び連絡

市は、福島第一及び福島第二において未満事象以上または発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報活動を行うものとする。

第1 警戒事態が発生した場合

原子力発電所（以下、本章中において「発電所」という。）において、原災法第10条に基づく特定事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障等が発生した場合には警戒事態として、防災関係機関相互において、「通報連絡系統図（別図1）」により通報連絡を行うものとされている。

- (1) 市は、原子力規制委員会若しくは原子力事業者から通報・連絡を受けた場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

第2 施設敷地緊急事態が発生した場合

発電所において、原災法第10条に基づく特定事象が発生した場合には、防災関係機関相互において、「通報連絡系統図（別図1）」により通報連絡を行うものとする。

- (1) 市は、発電所からの特定事象発生等の通報又は国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕及び県からの連絡等を受けた場合、直ちに、市内の関係機関等に連絡を行うものとする。
- (2) 市は、国〔原子力規制委員会、原子力防災専門官〕、県、防災関係機関との間において、発電所から通報を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

第3 全面緊急事態が発生した場合

発電所において、発生した特定事象が原災法第15条の規定に該当した場合には、防災関係機関相互において、「通報連絡系統図（別図1）」により通報連絡を行うものとする。

市は、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告、国〔原子力災害対策本部〕からの緊急事態応急対策に関する事項の指示等及び県からの連絡を受けた場合、直ちに市内の関係機関等に連絡を行うものとする。

第4 情報活動

情報活動にあたっては、屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要な情報の迅速な収集に努めるものとする。

1 情報資料の収集

「発生した特定事象等、どのような状態か、今後どう変化するのか、」を重視し、各種手段を併用して必要な情報資料の獲得に努めるものとする。

2 情報資料の分類・整理

一般災害対策編第2章第3節第1「2 情報資料の分類・整理」に準ずる。

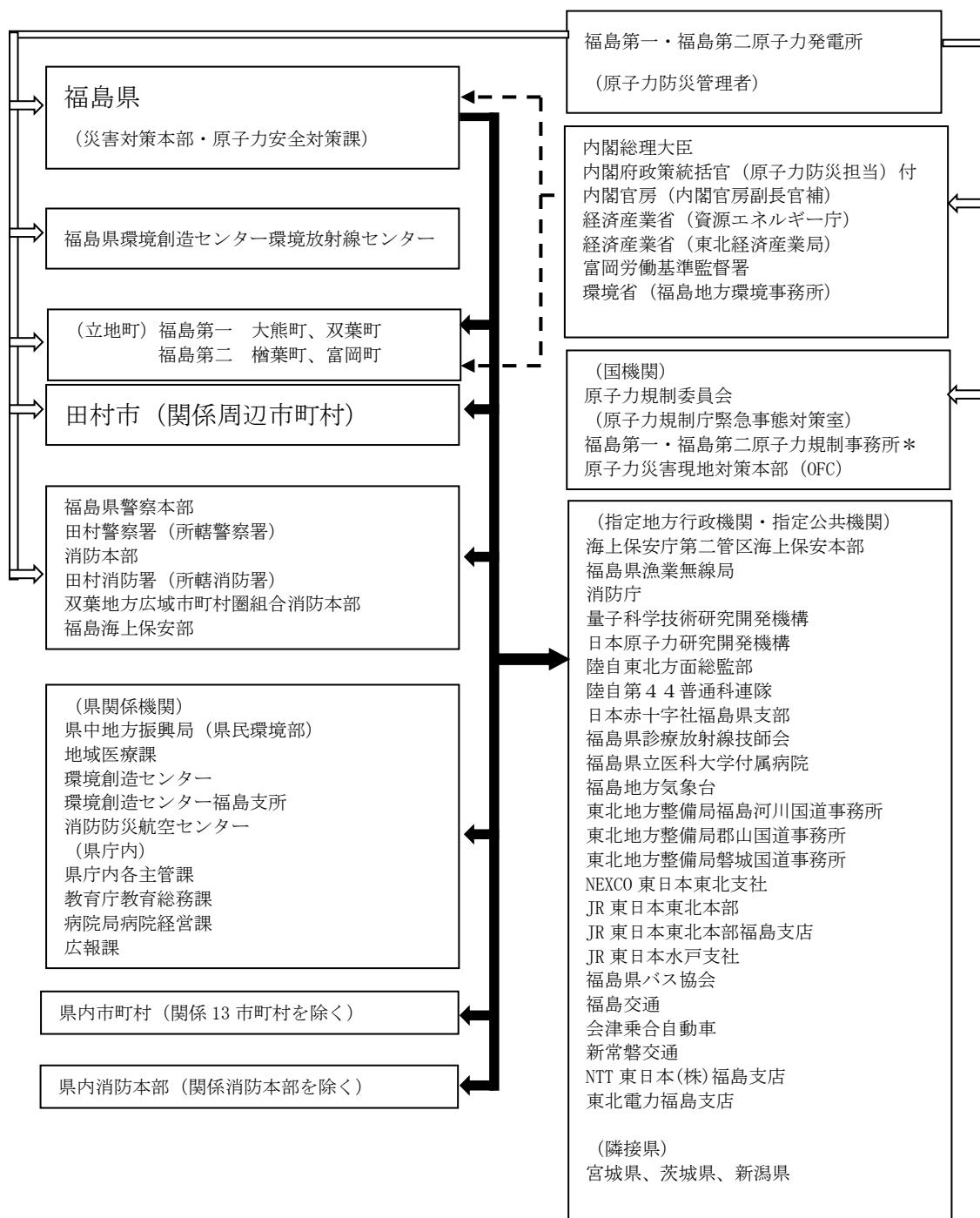
3 情報資料の分析

- (1) **本部事務局（情報・広報・涉外班）**は、特定事象が地域・市民へ及ぼす影響度を明らかにするものとする。
- (2) **本部事務局（情報・広報・涉外班）**は、分析した情報を本部会議で報告するとともに速やかに県に速報として報告するものとする。
- (3) 各部等情報連絡員は、各部局及び各班に報告するものとする。

4 情報の使用

本部長の対応方針特に屋内退避、避難指示等の意志決定に活用するものとする。

通報連絡系統図（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）（別図1）



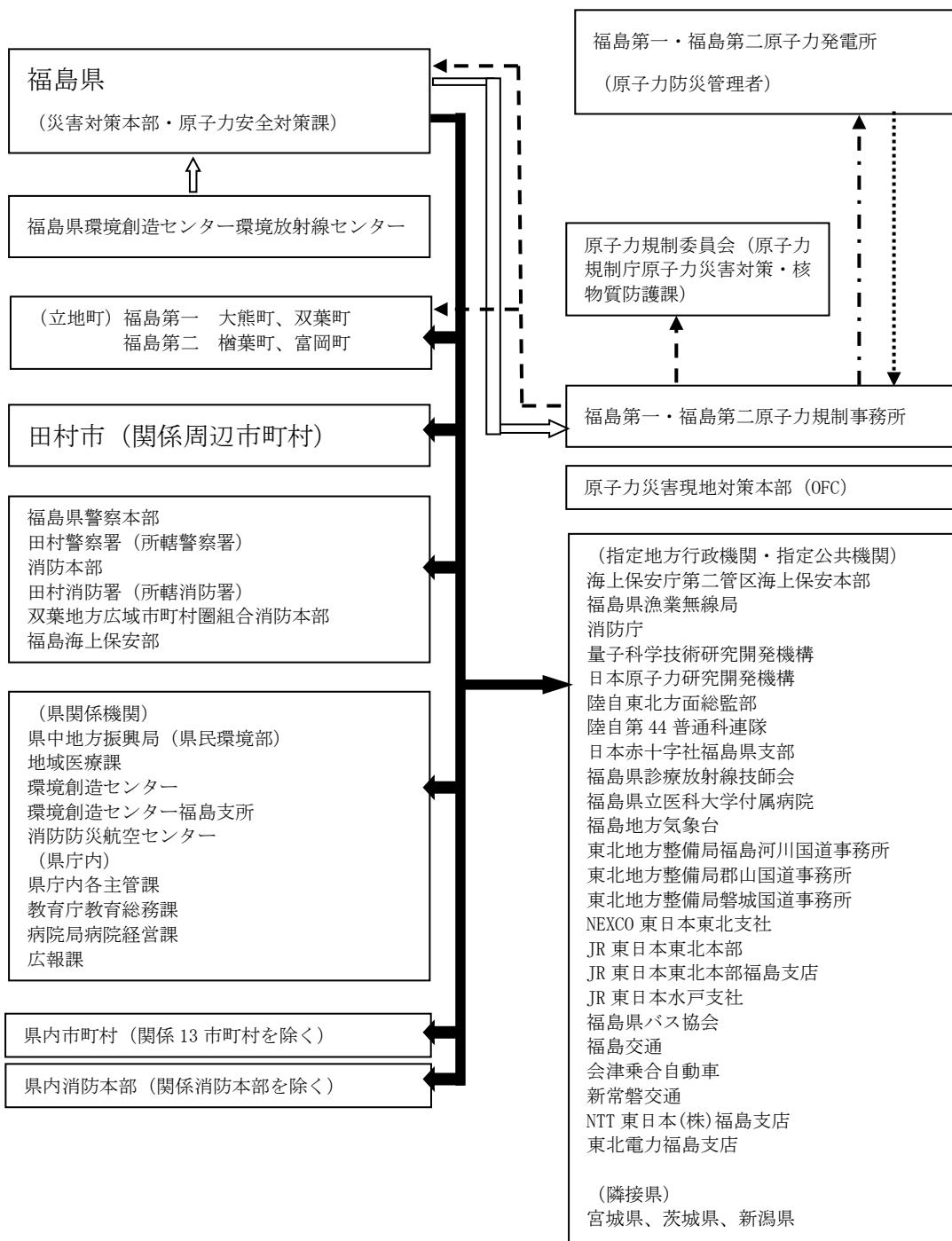
【凡例】

- 原子力発電所からの通報（情報収集事態、警戒事態、第10条、第15条通報）
- 県からの通報連絡（情報収集事態、警戒事態、第10条、第15条通報）
- 国からの通報連絡（情報収集事態、警戒事態）



*福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

通報連絡系統図（県モニタリングポストにより $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を観測した場合）（参考）



第5節 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における活動

市は、特定事象の発生等により施設敷地緊急事態に該当し、国が原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に現地事故対策連絡会議を開催する場合、及び原子力緊急事態宣言の発出等により合同対策協議会が組織される場合に、職員を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）に派遣し、国、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関と共同して、情報の収集・伝達、及び緊急時モニタリング、原子力災害医療活動等の応急対策活動を行うものとする。

第1 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力

市は、特定事象発生の通報を受けた場合、国が行う原子力災害対策センター（オフサイトセンター）の設営準備への協力を行うものとする。

第2 現地事故対策連絡会議への職員派遣

- (1) 市は、特定事象の発生等により、国が現地事故対策連絡会議を原子力災害対策センター（オフサイトセンター）にて開催する場合、以下の職員を派遣するものとする。
- (2) 市は、現地事故対策連絡会議に派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、関係市町村、原子力事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

第3 原子力災害合同対策協議会への出席

1 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣

- (1) 市は、原子力緊急事態宣言の発出等により、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において原子力災害合同対策協議会が設置されることとなった場合は、以下の職員を出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法について協議するものとする。
- (2) 市は、原子力災害合同対策協議会に派遣された職員に対し、市が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど、当該職員を通じて国、県、関係市町村、事業者等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

第4 原子力災害対策センター（オフサイトセンター）における機能班での活動

1 機能班への職員の派遣

- (1) 市は、原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において、現地事故対策連絡会議及び合同対策協議会の組織とともに設置される各機能班に現地本部要員を派遣し、発電所の状況の把握、緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。なお、各機能班が活動

を開始した場合、それ以前に現地本部が行っていた事務の一部は、機能班に引き継ぐものとする。

- (2) 各機能班に派遣する職員以外の現地本部員は、合同対策協議会（機能班）及び現地本部長（各班長）の指示等により応急対策活動に従事するものとする。

第6節 緊急時モニタリングへの協力

市は、県が実施する緊急時モニタリングに協力するとともに、放射性物質または放射線の放出状況特に空間放射線量、大気中放射性ヨウ素濃度に関する情報及び気象情報特に風向風速、気象現象等の情報の早期把握と分析に努め、市民の被ばく線量の予測を迅速に行い、避難、屋内退避、及び飲料水・飲食物の摂取制限等の各種防護対策を実施し、市民の被ばく線量の低減を図るものとする。

第1 緊急時モニタリング体制

- (1) 市は、放射性物質または放射線の影響を把握するため、既設のリアルタイム線量測定システム及びモニタリングポストを活用するとともに、本部及び局本部に機動モニタリング隊(人員2名、車両1台、放射線測定器1台)を編成するものとする。また、状況により、国や県及び原子力事業者のモニタリング要員(以下「モニタリング要員」という。)の配置及び強化について要請するものとする。
- (2) 市内全域に設置されたリアルタイム線量測定システム及びモニタリングポストの表示値を面的に評価し、放射性物質の風による拡散方向及び放射性プルームの通過等を把握することで、応急防護対策を判断するうえでの根拠の一つとすることができます。

第2 緊急時モニタリングの実施

1 緊急時モニタリングの実施要領

- (1) 状況の把握
 - ア 放射性物質、放射線及び放射性プルームの放出状況の把握
 - イ 気象現況特に風向風速(地上風、上層風)、気象現象の把握
- (2) 緊急時モニタリング実施計画の策定
 - 状況及びフォールアウト・エリアの見積りに基づき、緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。
- (3) 緊急時モニタリングの実施
 - モニタリング従事者の被ばくの低減に留意し、努めて迅速に実施するものとする。
- (4) 分析及び評価
 - 既設のリアルタイム線量計、モニタリングポスト及び緊急時モニタリング結果について、分析及び評価を行うものとする。

2 モニタリング

緊急時モニタリングにあたっては、市民の予測積算線量を算定し、必要な防護対策を迅速に講ずるための情報を収集するとともに、住民等及び環境への放射線の影響を評価、確定するため継続的に行うものとする。

- (1) 警戒本部によるモニタリング(第1段階モニタリング)
 - ア 目的

予測フォールアウト・エリアの住民等に講ずる防護対策(屋内退避・避難、立入制限、飲食物摂取制限等)等、応急対策の必要性の有無を判断に資する資料を得るものとする。

イ 実施時期

警戒本部設置直後から迅速に実施するものとする。

ウ 実施内容

(ア) 緊急時モニタリング実施範囲、測定項目等の決定

(イ) 緊急時モニタリングの実施

　a 項目

　　(a) 空間放射線量率(ガンマ線)

　　(b) 空間積算線量(ガンマ線)

　　(c) 環境試料中の放射性ヨウ素、放射性セシウム等濃度(飲料水・葉菜・原乳・穀類・肉・卵・魚等)

　b 測定及び試料採取地点

　　気象条件、地理的条件及び事故の状況によっては、モニタリング実施範囲を限定することができなくなることが想定されるため、常に地域全体の分布状況の把握に努め、気象条件等の変化に応じた測定地点を選定するものとする。

　c 空間放射線量率の測定手段

　　(a) リアルタイム線量計による測定

　　(b) モニタリングポストによる測定

　　(c) 機動モニタリング隊による定点測定

(2) 本部によるモニタリング(第2段階モニタリング)

ア 目的

　　さらに広範囲の地域について、放射線及び放射性物質の周辺環境に対する全般的影響を評価、確認するため。

イ 実施時期

　　速やかにモニタリングに引き続き、継続的に行うものとする。

ウ 実施内容

(ア) 緊急時モニタリングの実施

　　a 測定項目

　　第1段階モニタリングと同じ。

　　b 測定及び試料採取地点

　　第1段階モニタリングの結果、必要と認められる地点

3 積算線量測定

積算線量は、重点区域内のモニタリングポスト等を活用あるいは必要により機動モニタリング隊を派遣して測定する。積算の期間等は、放出源、気象等の情報に基づき定めるものとする。

4 大気中の放射性物質濃度の測定

大気中の放射性物質濃度の測定は、県または国に要請して実施する。

5 環境試料中の放射能測定

環境試料(大気を除く)の放射能汚染状況を把握するため、第1段階のモニタリングでは主に放射性ヨウ素及び放射性セシウム、第2段階のモニタリングでは全放射性核種の測定を実施することとし、その対象は次のとおりとする。なお市で分析できないものについては県または国に要請して実施するものとする。

(1) 第1段階モニタリングの対象

飲料水、農産物(葉菜類)、原乳

(2) 第2段階モニタリングの対象

飲料水、農産物(葉菜類)、原乳、土壤、指標生物、河川水、魚介類等

第3 緊急時モニタリング結果の報告と公表

1 結果の報告

緊急時モニタリング結果(分析・評価含む。)を本部長に報告するとともに、各部長等に通報するものとする。

2 結果の公表

市は、県及び国等の関係機関と協力し、観測データの共有に努め、速やかに住民等にモニタリング結果を周知するものとする。

第7節 住民等への迅速・的確な情報の提供

市は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動搖あるいは混乱をおさえ、異常事態による市民への影響を可能な限り抑えるため、住民等に対し災害対応の状況や場所に応じて、迅速かつ的確な情報提供、広報を行うものとする。

第1 迅速かつ的確な情報提供

- (1) 市は、原子力事業者が公表する事実及び国が行う発電所の評価に基づき、住民等に対して情報を速やかに広報するものとする。
- (2) 住民等への情報提供にあたっての留意事項、
 - ア 情報の発信元を明確にするとともに、専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるものとする。
 - イ 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、情報の空白時間がないように、定期的かつ継続的な広報に努めるものとする。
 - ウ 住民等の退避、避難等の指示の伝達については、住民等が理解しやすいよう、あらかじめパターン化された広報内容を基本に、迅速かつ的確な広報を行うものとする。
 - エ 避難行動要支援者を含む、高齢者、妊娠婦、乳幼児・児童、観光者及び外国人等の「要配慮者」に配慮した広報を行うものとする。
 - オ 情報が入手できない場合でもその旨を広報し、住民等に不安や混乱が生じないよう配慮する。また、市は、広報した内容について、田村警察署及び田村消防署に対して連絡するものとする。
 - カ 広報の内容
 - (ア) 事故(原子力災害)の状況(異常事態が発生した施設名及び発生時刻)
 - (イ) 空間放射線量率の計測値等の周辺環境の状況及び今後の予測
 - (ウ) 各行政区別の市民がとるべき行動の指針等
 - (エ) 安否情報
 - (オ) 医療機関等の情報
 - (カ) 市が講じている施策に関する情報
 - (キ) 交通規制等

第2 県内外への情報提供

市は、県及びその他関係機関と協力し、周辺住民のみならず県内外の住民等に対して、社会的な混乱や風評被害の未然防止のため、積極的な情報提供を行うものとする。

第3 住民等のニーズに応じた情報提供及び要配慮者等への配慮

- (1) 市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、市及び県が講じている施策に関する情報、交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (2) 要配慮者及び観光客等一時滞在者に対しても広報車、防災行政無線等を活用し、情報が届くよう十分配慮するものとする。

第4 情報の一元化(リスクコミュニケーション)

市は、原子力災害合同対策協議会を通じて、本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、及び原子力事業者と情報の共有化を図り、十分に内容を確認し、情報の一元化を図った上で住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

なお、原子力緊急事態宣言発出後は、現地においては合同対策協議会として情報提供を行い、報道機関等への発表等は原子力災害対策センター（オフサイトセンター）において行うものとする。

第5 多様な媒体の活用

市は、情報伝達にあたって、防災行政無線、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者等の一斉同報配信できる電気通信事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を求めるものとし、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を隨時入手したいというニーズに応えるため、市のホームページ等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

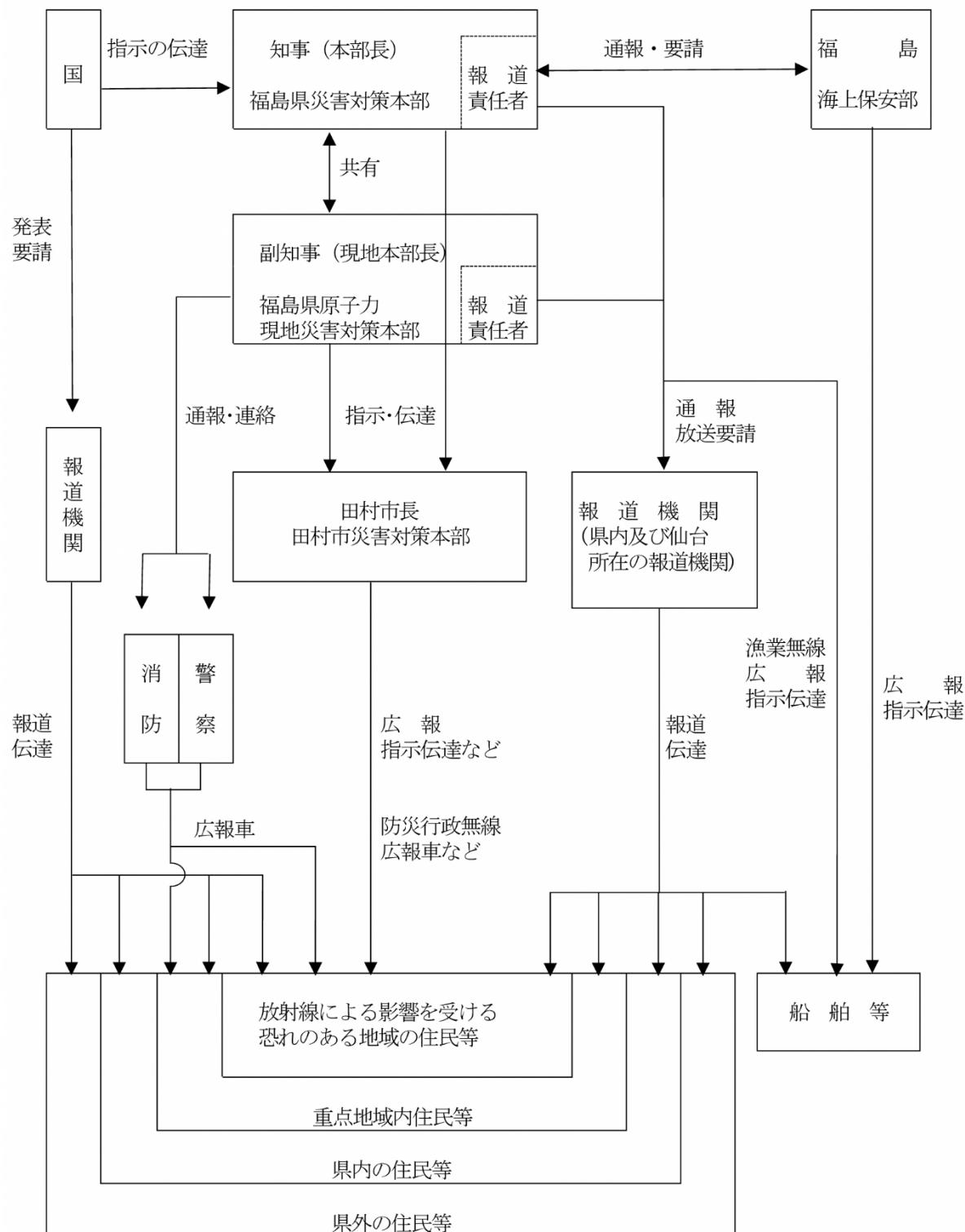
第6 問合せ窓口の設置

市は、国、県等と協力し、必要に応じ、緊急時には速やかに住民等からの問合せに対応する窓口の設置、人員の配置等体制を確立するとともに、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

なお、窓口を設置したときは、窓口の所在地、専用電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙、インターネット等により、速やかに住民等に周知するものとする。

第7 住民等に対する広報及び指示伝達系統図

住民等に対する広報及び指示伝達系統図



第8節 避難及び屋内退避

市は、福島第一または福島第二から再び放射性物質等が異常放出される、または放出された場合、速やかに避難・屋内退避等(屋内退避またはコンクリート屋内退避)を指示し、放射性物質及び放射線から住民等の生命及び身体の安全確保を図るものとする。

第1 速やかな住民避難のための準備

市は、原災法第15条の全面緊急事態において、国が自治体に行う住民避難等の指示に対し、速やかに実施できる体制をとるため、警戒事態(原子力施設において重要な故障等が発生する等、自然災害以外の要因により該当すると判断された場合)の通報受信後、直ちに住民の避難又は屋内退避のための準備として、緊急時モニタリング結果等の情報を勘案し、避難等の範囲、避難道路、避難先及び受け入れの調整の検討を開始するとともに、避難退避時検査場所等の開設準備、指定避難所等の開設準備、住民輸送のための車両の確保、広報車等の準備等を行う。

第2 避難及び屋内退避等の防護措置の実施

避難にあたっては、避難誘導計画及び広域避難計画に基づき実施する。

1 緊急事態区分に応じた防護活動 (* 田村市は全域がUPZに指定されている)

区分	対象	防護活動の内容
警戒事態		国の要請または独自の判断により防護措置を実施
	PAZ	○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等) ○施設敷地緊急事態要避難者の安定ヨウ素剤の配布準備
	避難指示区域を含む関係市町村	○一時立入の中止及び一時立入している住民等の退去準備
	UPZ外	○施設敷地緊急事態要避難者の避難準備への協力
施設敷地緊急事態		国の要請または独自の判断により防護措置を実施
	PAZ	○施設敷地緊急事態要避難者の避難実施 ○施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)
	避難指示区域を含む関係市町村	○一時立入している住民等の退去開始
	UPZ	○住民等の屋内退避の準備
	UPZ外	○避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ ○施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)への協力

区分	対象	防護活動の内容
全面緊急事態 (放射性物質が放出される前)		内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、避難及び安定ヨウ素剤の服用等の指示があった場合又は独自の判断により防護措置を実施
	PAZ	○住民等の避難実施
	UPZ	○住民等の屋内退避の開始(UPZの住民等にその旨を伝達) ○OILに基づく住民等の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)
	UPZ 外	○避難住民の受入 ○OILに基づく避難の準備への協力(避難先、輸送手段の確保等) ○必要に応じて、屋内退避
全面緊急事態 (放射性物質が放出された後)		<p>国〔原子力災害対策本部〕は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、OILに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うものとされている。その際、併せて気象情報を提供するものとされている。国が指示を行うにあたり、国から事前に指示案を伝達された県の知事は、当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとされている。</p> <p>市及び県は、避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、市及び県より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と市及び県はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・UPZ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針 ・避難ルート、避難先の概要 ・移動手段の確保見込み ・その他必要な事項
	UPZ	○屋内退避または避難のための立ち退き指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施 ○住民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請する。 ○指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

※1 UPZ における避難の実施にあたっては、OIL の値に基づき、避難方法(避難(evacuation)か一時移転(temporary relocation)か)を選択することとなるが、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合にあっては、この限りではない。

※2 「住民避難の支援が必要な場合」とは、福島県内での輸送力では不足し他県から輸送手段を調達する場合等、市が属する県内で対応できない場合である。

2 避難誘導

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退城時検査等を行う場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 市は、警察官または消防団員等と協力し、あらかじめ定めた避難計画に基づいて住民等を避難先へ誘導する。なお、放射性物質の放出後に住民避難が必要となった場合には、線量率の測定結果、気象条件等を考慮し、被ばく線量を軽減する経路を選定し、避難誘導を実施するものとする。
- (2) 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知するものとする。
- (3) 市は、住民等の避難誘導にあたっては、避難所の所在、避難路の状況、災害の概要その他避難に資する情報を提供するものとする。

3 家庭動物との同行避難

市は、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。

第3 屋内退避及び避難の決定

屋内退避及び避難の発動要件は、次を基準とする。

- 原子力緊急事態宣言が発出された場合において、内閣総理大臣からの屋内退避及び避難等を要する区域についての指示があった場合
- 知事より住民等に対する屋内退避または避難等を要する区域について指示があった場合
- 緊急時モニタリングの結果、避難基準を超える放射線量が計測された区域、本部長が屋内退避または避難が必要と判断した場合

1 避難及び屋内退避

- (1) 県及び国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的には計測可能な判断基準に基づいて実施するものとする。
- (2) 避難・屋内退避の判断に必要な情報が十分に得られない場合は、即時避難または屋内退避の指示を行うものとする。
- (3) 屋内退避及び避難誘導計画等の発動にあたっては、第2章「第8節 避難収容活動体制の整備」に準ずるものとし、併せて、残留者の有無について確認するものとする。

- (4) 避難者を安全上等のリスクにさらすことなく移動させることができ困難である等により、屋内退避措置を優先させるべきと判断される場合は、屋内退避措置を避難と並行して実施するものとする。

2 避難

- (1) 市は、避難を決定したときは、対象地区の住民に対し、避難所、携帯品等の留意事項を含め、避難を指示するものとする。
- (2) 避難場所への輸送

市は、避難計画により、市有バス、防災関係機関の車両等の応援、または必要に応じて、避難地区内の一般車両所有者等の協力を得て、集合場所に集合した住民等を避難場所へ輸送するものとする。なお、人員、輸送車両等に不足を生じた場合は、県を通じて輸送関係省庁に支援を要請するものとする。

- (3) 自力で避難可能な住民については、原則、自家用車により避難するものとする。なお、自家用車による避難が困難な住民は、あらかじめ市が選定した集合場所等からバス等により避難するものとし、県は、市の避難措置が円滑に行われるよう支援するものとする。

ア 市は、あらかじめ定める避難計画に基づき、住民等に対して計画に指定した集合場所及び集合完了時間をして避難の指示を行うとともに、集合した人員を消防署員、団員、警察官等の協力のもとに整齊迅速に避難させるものとする。

イ 集合人員を確認するとともに、避難対象区域を管轄する区長、民生委員・児童委員及び消防団員をもって各戸を巡回し、集合が遅れている者または漏れている者がないか確認するものとする。

ウ 自力で集合することができない避難行動要支援者等については、避難行動計画に基づき、区長、民生委員・児童委員をはじめ、消防署員、消防団員、警察官及び関係職員による救援活動を実施するものとする。

- (4) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

3 屋内退避

- (1) 屋内退避は原則として住民等が自宅等内にとどまるものであり、市は、屋内退避区域内の住民等に屋外に出ないよう指示するものとする。また、屋外にいる住民等に対しては、速やかに自宅に戻るか、または近くの公共施設等に退避するよう指示するものとする。
- (2) 屋内退避にあたっては、窓を閉め、エアコンや換気扇を停止する等、気密性に配慮するよう、速やかに住民等に周知するものとする。なお、感染症流行下においては、自宅

等で屋内退避を行う住民に対し、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないよう指示するものとする。

- (3) 県は、屋内退避中の住民等に対し、テレビ・ラジオ等により屋内退避の留意事項及び必要な情報を提供し、市は、防災行政無線及び広報車の巡回等により、災害情報を広報して民心の安定に努めるものとする。

(4) コンクリート屋内退避

住民等の防護対策については、原則として屋内退避及び避難の措置を講ずるものとする。ただし、次に掲げる有効性が認められる場合であって、国においてコンクリート屋内退避が適切であると判断したときは、放射線の遮蔽効果の高いコンクリート建物の屋内への退避を指示するものとする。

ア 避難と同等程度に被ばくが低減されると認められるとき。

イ 既にコンクリート施設に退避している場合であって、そのままとどまることが有効であると認められるとき。

ウ 病院や介護施設等において避難より屋内退避を優先させることが必要な場合

- (5) 地震による家屋の倒壊や、相次ぐ余震の発生により家屋による自宅での屋内退避の実施が困難な場合には、市により設定される近隣の指定避難所等にて、まずは屋内退避を実施するものとする。そのうえで、近隣の避難所等に収容できない場合には、地震による影響がない安全な指定避難所等を市内外を含め選定し、避難させるなど状況に応じ柔軟に対応するものとする。屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民等への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整するものとする。

4 避難路の通行確保

ア 警察官または消防団員等避難誘導実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の通行等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難路の通行確保に努めるものとする。

イ 住民等に対し避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう周知するものとする。

5 避難状況の把握

市は、避難の指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における住民登録等、あらかじめ定められた方法により、避難対象区域住民等の避難状況及び残留者がいないか確認を行うものとする。

6 その他

市及び県は、国が原子力災害の観点から避難又は屋内退避指示等を出している中で自然災害を原因とする緊急の対応等が必要となった場合には、人命最優先の観点から独自の判断を行うものとする。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

第4 情報提供等

市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、避難先や避難退域検査を実施する場所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、県はこれらの情報について、原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。

第5 他の市町村への避難(一次的避難)

- (1) 市は、放射性物質及び放射線の異常放出及び当時の風向等により、国または県から他市町村への避難の指示を受けた場合は、避難誘導計画及び広域避難計画により、市民を避難させるものとする。
- (2) 避難対象地域の市民の避難に先立ち、受入市町村へ職員を派遣し、避難収容等について調整にあたらせる等避難者の受入れに万全を期するものとする。
- (3) 避難者の輸送
 - ア 市は、準備した車両をもってしても不足する場合は、自衛隊及び指定地方公共機関の輸送機関の支援について県に要請し、輸送のための車両を確保するものとする。
 - イ 避難者の輸送にあたっては、避難を要する市民を指定する集合場所へ集合させ、行政区単位で乳幼児、妊婦等の優先順位の高い者順に輸送するものとする。

第6 避難所の設置・運営

避難所の設置及び運営については一般災害対策編第1章第10節「第9 避難所設置・運営計画の策定」に準ずるほか、次のとおりとする。

1 避難退域時検査所及び除染所の設置

- (1) 市は、県と連携し、必要に応じ避難退域時検査所及び除染所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設するものとする。
- (2) 市は、県と連携し、各避難場所等の適切な運営・管理を支援するものとする。また、避難場所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査の実施、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。

2 避難者の心のケア

市は、住民等の避難が長期化した場合には、県と協力の上、避難者の健康、プライバシー保護、メンタル相談等の対策、避難所の衛生対策及び愛玩動物の保護場所の確保等に留意するとともに、要配慮者の処遇及び男女のニーズの違いについて十分配慮した支援を行うものとする。

第7 要配慮者への配慮等

「一般災害対策編第1章第17節 要配慮者支援対策」によるほか、次のとおりとする。

- (1) 市は、未満事象が発生した場合、必要に応じ早期に緊急防護措置を準備する区域内(UPZ)の避難行動要支援者の避難準備に着手するものとする。
- (2) 病院、福祉施設等は、入院または入所の避難行動要支援者の避難・屋内退避について、避難誘導等計画に基づき実施するものとする。
- (3) 市は、県と協力し、避難することとなった避難行動要支援者に対し、移動中や避難所におけるケアなど十分に配慮するとともに健康状態の把握に努めるものとする。また、避難行動要支援者に向けた情報の提供、生活環境への配慮、必要な飲食物及び物資の提供を行うものとする。

第8 交通の規制及び立入制限等の措置

- (1) 市は、警察等関係機関の協力を受け、警戒区域若しくは避難の勧告または指示した区域について、居住者等の生命または身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう措置する等、警戒区域の設定、避難指示の実効を挙げるため、交通の規制及び立入制限等必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 市は、警察等の協力を受け避難指示区域から迅速かつ円滑に避難が実施できるよう交通規制を実施するものとする。

第9 緊急防護措置を準備する区域(UPZ:概ね5～30km圏内)の屋内退避及び避難

事象	対応策
警戒事象の通報を受けた場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 当日の気象条件等の情報を勘案 2 屋内退避をすべき区域(以下「屋内退避区域」という。)及び事態の拡大を考慮 3 UPZ居住者の受入避難所の調整、避難道路等の検討を開始
特定事象発生時(原災法第10条事象・第15条事象)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の指示または市独自の判断により 2 住民等に対する屋内退避または避難のための立ち退き指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。
国または事業者から予防的防護措置を準備する区域(PAZ)の住民等の即時避難を要する事象が発生した旨の通報を受けた場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急防護措置を準備する区域内(UPZ)の住民等に対し、「屋内退避するよう指示」する。 2 風向き、予測被ばく線量を考慮し、緊急防護措置を準備する区域内(UPZ)対象区域の避難準備または避難を防災行政無線、広報、町内会等を通じて指示する。なお、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、本部等から出される指示等に留意するよう要請する。
緊急時モニタリングの結果	<p>○避難基準を超える放射線量が計測された区域</p> <p>○発電所の状況から避難区域が確認された場合 速やかに屋内退避または避難をするように指示する。</p>

第10 追加的避難(二次避難)の実施

市は、以下の事象が発生した場合は、国及び県と連携し、広域におけるモニタリング結果、追加的な避難等を行うものとする。

- (1) その後の緊急時モニタリングの結果から、避難基準を超える放射線量が計測された場合
- (2) 発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況若しくは国による予測結果から避難が必要と判断される場合
- (3) 国から指導、助言または指示があった場合

第11 避難開始後の留意事項

- (1) 要配慮者を含む住民等の避難が確実に行われるよう、避難・屋内退避等の指示の周知及び避難誘導に際して十分に配慮する。
- (2) 市は、住民等の避難誘導にあたっては、県と協力し、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、避難対象区域を含む市は、これらの情報について、本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (3) 市は、避難のための立ち退き指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- (4) 避難者の流入により避難者の収容人員を超えて避難者が参集しつつあると判断した場合は、他の余裕ある避難所または新たに開設した避難所で受け入れ、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両を手配するものとする。

第12 避難・屋内退避者の生活支援

- (1) 市は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避者向けの生活支援に努めるものとする。
- (2) 市は、区長、民生委員・児童委員及び自主防災組織等を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら物資を配付し、避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により物資の情報を提供するものとする。

第13 避難・屋内退避の解除

1 屋内退避指示の解除

市は、国の指示または緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除するものとする。

2 避難指示の解除

市は、国の指示または緊急時モニタリングの結果、放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、可能な区域から避難の指示を解除するものとする。

第14 学校等における避難

- (1) 児童、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。
- (2) 避難にあたっては、当時の原子力発電所の状況及び屋外の空間線量の状況を考慮し、屋内退避を継続するか、避難を行うか適切に判断するものとする。
- (3) 児童、生徒等を避難させた場合は、市に対し速やかにその旨連絡するものとする。

第15 病院等医療機関における避難

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難または他の医療機関へ転院させるものとする。

第16 社会福祉施設における避難

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者または利用者を避難させるものとする。

第17 警戒区域等の設定、避難指示の実効を上げるための措置

1 警戒区域の設定等

(1) 警戒区域の設定

市は、災対法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずることができるとされているが、県は、災害応急措置が円滑かつ的確に行われるようにするため特に必要があると認められる場合は、同法第72条第1項の規定に基づき、市町村に当該区域の設定を指示することができる。

(2) 警戒区域への立入制限措置

市は、警戒区域を設定したときは、警察等の協力を得て、速やかに必要な要員を派遣し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該警戒区域への立入を制限、若しくは禁止する措置を講ずるものとする。

2 交通の確保

(1) 交通規制

- ア 市は、警戒区域を設定したときは、警察等と協力し、車両が進入しないよう交通規制を実施するものとする。
- イ 交通規制を実施したときは、速やかに通行禁止等に係る区域、道路の区間その他必要な事項について、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の広報媒体を通じ、住民等に周知徹底を図るものとする。

(2) う回路の設定

市は、警察等と協力し、警戒区域の周辺における交通混雑の緩和及び車両等の警戒区域への後進入を防止するため、放射性物質及び放射線の影響を考慮の上、う回経路を設定し、警戒区域へ向かう車両等のう回措置を講ずるものとする。

第18 飲食物、生活必需品等の供給

「一般災害対策編第2章第18節 食料・生活必需品の供給活動」によるほか、次のとおりとする。

- (1) 飲食物等の供給にあたっては、飲料水及び飲食物の摂取制限等の結果及びその影響を十分考慮するものとする。
- (2) 被災者に対して、物資の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を行うものとする。

第9節 飲料水・食料等の安全確保

市は、放射性物質により飲料水、飲食物及び農林水産物等が汚染されるおそれが生じ、あるいは生じた場合は、県及び関係機関と協力し、飲料水及び飲食物の汚染を的確に把握するとともに、その汚染の程度により採取及び摂取制限を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第1 飲料水・食料等の検査体制の維持

1 検査体制

市は、市民の体内被ばくを防止するため自家栽培作物及び井戸水等の検査を行う現行の食品等放射能測定所を維持するものとする。なお、検査ニーズへの対応及び検査の効率化等のため検査体制の見直しを隨時検討するものとする。

2 測定の基準

食品等放射能測定基準については「緊急時における食品の放射能測定マニュアル(厚生労働省医薬局食品保健部監視安全課(平成14年3月))」によるものとする。

第2 飲料水・食料等の確保

放射性物質または放射線が異常放出されるなど、飲料水または食料等が汚染した場合を考慮し、応急給水またはペットボトル等の配分体制を整備するものとする。

第3 防護対策指標以上の濃度の試料が採取された地区的飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水及び飲食物摂取制限に関する指標

- 原子力災害対策指針に定めるところによるものとする。
- (2) 市は、国、県からの指示に基づき屋内退避等の防護対策を講じた場合には、防護対策区域内の住民等に対し、当面飲料水及び屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取を制限するよう防災行政無線、広報車等により広報するものとする。
- (3) 市は、防護対策地区内の住民等に対し、飲料水及び飲食物の摂取制限を周知したときは、一般災害対策編第2章「第17節 応急給水活動」及び「第18節 食料・生活必需品の供給活動」により、飲料水及び飲食物の供給活動の応急対策を実施するものとする。
- (4) 市は、国、県の指示または緊急時モニタリングにより原子力災害対策指針に定める指標濃度を超える試料が検出されたときは、当該試料が採取された地区的住民等に対し、(2)と同一の措置を講ずるものとする。また、飲料水の水源についても、国、県の指示または(1)に定める指標濃度を超える試料が採取された場合は、汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止を住民等に周知するものとする。

第4 農林水産物の採取及び出荷制限の周知

市は、国、県の指示または緊急時モニタリング等により原子力災害対策指針に定める指標濃度を超える試料が検出されたときは、住民等、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場責任者等に対して、当該試料が採取された地区的農林水産物等の採取、出荷の禁止等必要な措置を防災行政無線、広報車等により広報するものとする。

また、国、県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の放射性物質検査を実施するものとする。

第5 出荷規制及び摂取制限の実施及び解除の周知

市は、国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等及びこれらの解除の周知をするものとする。

第6 市内に飛散した放射性物質への取り組み

1 除染

市は、国、県、各専門機関及び東京電力と連携を図り、市内に飛散した放射性物質の影響に対する不安を解消し、震災前の安全・安心な市民生活を取り戻すため、早期の帰還・復旧の実現に向けて、市民や企業の協力のもと、地域ぐるみで環境中の放射性物質による追加被ばく線量を低減させるため日常生活環境、農地、森林河川に区分し、除染を推進するものとする。

(1) 日常生活環境

追加被ばく線量を 1mSv/年(原則として地表から 1m の高さにおける空間放射線量率 0.23 μ Sv/h)以下にすることを目標に実施するものとする。

(2) 農地

農産物生産者及び近隣住民等の被ばくの軽減を図り、追加被ばく線量を 1 mSv/年(原則として地表から 1 m の高さにおける空間放射線量率 0.23 μ Sv/h)以下にすることを目標に実施するものとし、また、市独自の取り組みとして、市内で生産される米、野菜、果実、牛肉等の全ての農畜産物及び牧草のモニタリング等において、基準値以上の放射性セシウムが検出されないことを目標に実施するものとする。

(3) 森林河川

住居等近隣の森林における追加被ばく線量を 1mSv/年(原則として地表から 1m の高さにおける空間放射線量率 0.23 μ Sv/h)以下にすることを目標に実施するものとし、森林(生活圏以外)と河川については、今後示される国の方針を踏まえ実施を検討するものとする。

2 飲用水(井戸水、引き水)及び農作物等の放射能測定

市は、市民が抱える飲用水(井戸水、引き水)及び自家農作物等に対する不安を解消するため、各行政局及び出張所等において放射能測定を実施するものとする。

第10節 犯罪の予防等社会秩序の維持

- (1) 市は、警察等関係機関等の協力を受け、防護対策区域、警戒区域及びその周辺のパトロールを実施して犯罪やトラブルを未然に防止するなど社会秩序の維持を図り、市民の不安解消に努めるものとする。
- (2) 市は、防護対策区域、警戒区域及びその周辺区域については、警察等と連携し盜難等の各種犯罪の未然防止の施策を講ずるものとする。

第11節 医療・救護及び原子力災害医療活動

市は、住民等の生命、身体を原子力災害から保護するため、医療救護班及び田村医師会の協力を受け、県の行う原子力災害医療活動に協力するとともに、必要により一般傷病者の医療救護活動を行うものとする。

第1 医療・救護活動の実施

- (1) 市は、複合災害が発生したときは、避難所等において医療救護班による救護所を設置し、一般傷病者の医療救護活動を行う。
- (2) 市は、救護所において、健康に不安をもつ住民に対して健康相談を実施するものとする。
- (3) 県への応援要請

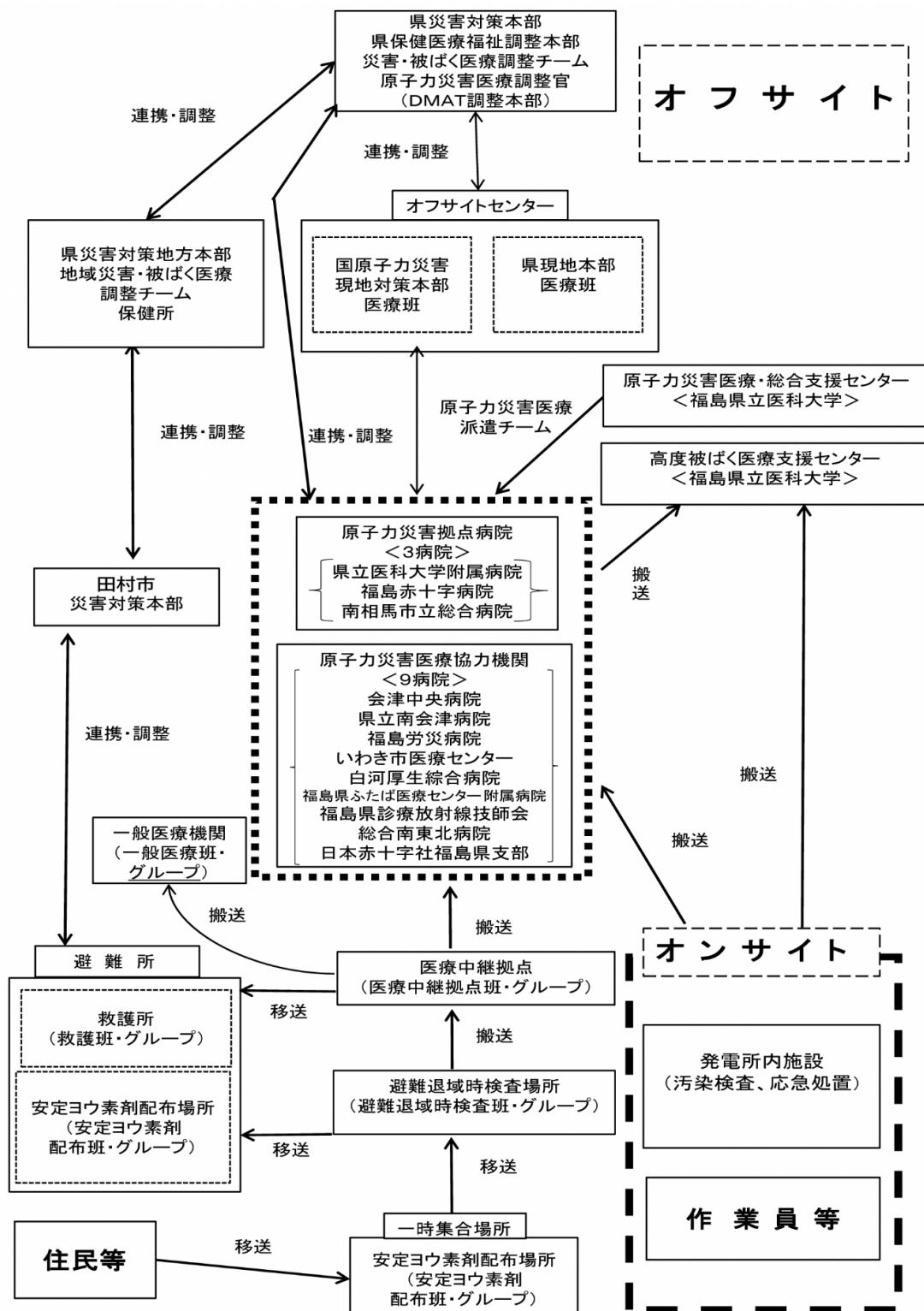
市は、必要と認められる場合は、県に対し、医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、放射線管理要員等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請する。

第2 原子力災害医療時の連絡体制

市は、検査災害対策地方本部や保健所と密接な連携を図る。また、原子力災害時の連絡体制は次の「原子力災害医療時の連携体制図（別図1）」のとおりとする。

- 市は、県災害対策地方本部や保健所を通じて、被ばく医療や避難退域時検査等に関する情報共有と調整を行う。
- 市は避難退域時検査所や救護所、安定ヨウ素剤配布所の設置及び運営に協力し、必要に応じて県と情報を共有する。

原子力災害医療時の連携体制図 (別図1)



第3 原子力災害医療活動への協力

市は、県が行う以下の原子力災害医療活動に協力するものとする。

1 県の行う原子力災害医療活動

県は、原子力災害時に地域住民の医療を確保するため、関係機関から派遣された医師及び看護師等による医療中継拠点を設置して、傷病者に対する医療活動、避難退城時検査（国からの指示に基づき、避難や一時移転を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査）等を行う。

(1) 医療中継拠点

医療中継拠点とは、避難区域外に設置され、避難区域内の住民等避難者のトリアージ、治療、搬送と避難退城時検査を行う拠点をいう。

(2) 医療中継拠点における活動

ア 医療対応者の安全確保

- (ア) 避難住民などの移動に伴い、空間放射線量率の急激な上昇がないか確認する
- (イ) 汚染対策：医療対応者は内部汚染防護措置をとる

イ 受付、重症傷病者のトリアージと緊急処置

- (ア) 患者、住民の受付を行う
- (イ) 可能であれば受付票の記入、一覧表の作成を行う
- (ウ) 重症患者がいるかを確認し、必要に応じて緊急治療を行う

ウ 安定ヨウ素剤の配布

- (ア) 服用が示されている場合、また、現場の医師が服用を必要と判断した場合、その配布・投与を行う
- (イ) 投与の優先順位は、妊婦及び0～2歳の乳幼児を最優先とし、次に他の小児を優先する

エ 避難退城時検査・簡易除染

- (ア) 避難退城時検査レベル以上（40,000cpm、1か月後の13,000cpm）の患者・住民に脱衣と簡易な除染を行う

オ 必要な医療処置

- (ア) 救命処置の必要はないが診療が必要な患者には、避難退城時検査終了後に診療を行う

カ 医療中継地点からの退出、行先の指定

- (ア) 患者、住民の状況に応じて避難所、福祉避難所、病院、原子力災害医療機関などに移動する
- (イ) 搬送手段の調整が必要な場合は、福島県災害対策本部と連携して行う

キ 甲状腺被ばく線量モニタリングの簡易測定

(3) 避難退城時検査

避難退城時検査とは、放射性物質が放出された後に避難を行う際に、放射性物質が車両や衣服、体の表面に付いているかどうかを調べることをいう。検査の結果、基準値を超える放射性物質が確認された場合には簡易除染を行う。

(4) 避難退域時検査体制の整備

県は、避難指示区域外の避難ルート沿いに避難退域時検査の実施場所を設定し、国及び関係機関と連携して、検査体制を整備する。

(5) 避難退域時検査の実施

避難退域時検査はOILに基づく防護措置としての避難等の指示を受けた住民等を対象として、国が定めるマニュアルに基づいて検査を実施する。検査や簡易除染により、基準値超過の場合は、原子力災害拠点病院等で除染を行う。

第4 安定ヨウ素剤等服用の指示

1 安定ヨウ素剤等の搬送

市は、県の指示により県、または市が保管している安定ヨウ素剤を速やかに避難所等に搬送する。また、住民等が被ばくまたは被ばくするおそれがあるときは、市が保管している安定ヨウ素剤等を速やかに避難所等に搬送するものとする。

2 安定ヨウ素剤等の服用の指示

(1) 服用のための準備

市は、県の原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤等の服用の緊急時応急対策活動を行うよう、指示または指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤等の服用を指示する。

(2) 服用の指示

- ア 市は、住民等の放射線防護のため、県原子力災害対策本部等より安定ヨウ素剤の服用の時機について指示があった場合、または知事の判断により、**住民等に対し安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するものとする。**
- イ 安定ヨウ素剤の服用の方法は、原子力災害対策指針によるものとする。
- ウ 安定ヨウ素剤の服用にあたっては、原子力災害対策指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の服用の効果、服用対象者、**服用不適切者**等について、服用対象者へパンフレット等により説明するものとする。

3 安定ヨウ素剤服用に係る防護対策の指標

安定ヨウ素剤服用に係る防護対策の指標は、原子力災害対策指針に基づき、性別・年齢に関係なく**全て**の対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量は100mSvとし、原子力災害時における放射性ヨウ素の放出に対する甲状腺への放射線影響を低減させるための防護対策としては、屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等があり、放射性物質の放出状況を踏まえ、より実効性を高めるため、これらの防護対策を**別々に考えるのではなく、総合的に計画するものとする。**

第5 メンタルヘルス対策

- (1) 原子力災害時には、放射線による被ばくや汚染等に対する不安や、被ばく等が身体的な健康に及ぼす不安などの心理的変化が生じるとともに、避難や屋内退避等による生活環境の変化が精神的負担となることが考えられることから、市は、県、田村医師会等と協力し、メンタルヘルス対策を適切に実施ものとする。
- (2) メンタルヘルス対策の実施にあたっては、原子力災害対策指針を踏まえ、原子力災害の経過に応じた対策、適切な情報の提供及び原子力災害対策を行うとともに、メンタルヘルスの専門家だけでなく住民等に接する緊急事態応急対策に従事する者全員が、その役割を担うことを認識し取り組むものとする。

第12節 救助・救急及び消火活動

市は、放射性物質等の及ぼす影響を勘案し、防災関係機関の緊密な協力により、防護対策区域内における救助・救急及び消火活動を迅速かつ的確に実施するものとする。

第1 資器材の確保

市は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。

第2 応援要請

市は、災害の状況等から必要と認められるときは、県を通じて、県内他市町村、原子力事業者等に対し、救助・救急及び消火活動について応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

第3 緊急消防援助隊等への応援要請

市は、災害の状況から管内の消防力では対処困難と判断したときは、速やかに県に応援を要請する。なお、要請時には以下の事項に留意するものとする。

- ア 救助・救急及び火災の状況、並びに応援要請の理由、応援の必要期間
- イ 応援要請を行う消防機関の種別と人員
- ウ 市町村への進入経路及び集結(待機)場所

第13節 緊急輸送活動

市は、県と連携して緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行うものとする。

第1 緊急輸送の順位

市は、防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、原則として次の順位で調整するものとする。

第1順位：人命救助、救急活動に必要な輸送、**合同対策協議会のメンバー**

第2順位：避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送

第3順位：災害応急対策を実施するための要員、資機材の輸送

第4順位：市民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位：その他災害応急対策のために必要な輸送

第2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- (1) 救助・救急活動、医療・救護活動、消火活動に必要な人員及び資機材
- (2) 負傷者、避難者等
- (3) コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員及び資機材
- (4) 国または県から要請を受けた場合は、合同対策協議会の対応方針決定会議のメンバー
(国の現地対策本部長及び県原子力災害対策本部長等)、災害応急対策要員(**現地本部要員**、国の専門家、県の緊急時モニタリング要員、情報通信要員等)及び必要とされる資機材
- (5) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (6) その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の早期確立

- (1) 市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請するものとする。
- (3) 市は、(2)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

第4 交通・運送事業者からの車両調達等

- (1) 市は、県から要請があった場合は、市内の運送事業所が保有する車両等の調達または斡旋を行うものとする。

- (2) 市は、市内の運送事業者への要請にあたっては事故や放射線に関する情報提供や防護資機材の貸与を行うものとする。
- (3) 市は、県の協力を得て輸送に従事した者に対し、線量計を貸与するとともに、避難退城時検査等を実施する等の被ばく管理を適切に行うものとする。

第5 緊急輸送のための交通の確保

1 陸路輸送経路の確保

- (1) 市は、応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため田村警察署、自衛隊等の協力を得て、また自ら通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等の緊急輸送活動に必要な情報の収集に努めるものとする。
- (2) 市は、田村警察署と協議の上、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定するものとする。
- (3) 市は、選定された緊急輸送ルートの確保に努めるとともに、損壊箇所がある場合には道路の重要度を考慮して計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図るものとする。
- (4) 市及び田村警察署は、交通規制にあたって、相互に密接な連絡をとるとともに、その他関係機関及び住民等に対して周知するものとする。

2 空路による輸送

- (1) 発災直後など緊急を要する場合や交通途絶による孤立地帯への輸送については、放射性物質の状況を考慮し、県及び自衛隊にヘリコプターを要請し、医療従事者、緊急時モニタリング要員、飲料水、食料品及び防護資機材等を輸送するものとする。
- (2) 市は、既存のヘリコプターの臨時離着陸場の状況を把握し、直ちに選定し、県及び自衛隊に対して連絡するものとする。

第14節 緊急事態応急対策に従事する者の安全確保

第1 方針

市は、被ばくする可能性のある環境下で、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、医療活動等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の緊急事態応急対策に従事する者の安全を確保するため、緊急事態応急対策に従事する者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を適切に実施するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の緊急事態応急対策に従事する者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意するものとする。

第2 緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標

県の定める緊急事態応急対策に従事する者の被ばく線量は、実効線量で5年につき100mSvかつ1年間につき50mSvである。ただし、緊急事態応急対策に従事する者のうち、人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量は、実効線量で100mSvを上限とする。なお、緊急事態応急対策に従事する者の放射線防護に係る指標は上限であり、市は、災害応急対策活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう配慮するものとする。

第3 防護措置

- (1) 市は、必要に応じその管轄する緊急事態応急対策に従事する者に対し、防護服、防護マスク及び線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤等の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- (2) 市は、防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、県及び関係機関に対して、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

第4 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理

- (1) 緊急事態応急対策に従事する者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとし、各機関ごとに、被ばく管理を行う人員を配置して、個人被ばく線量計の管理、汚染検査、除染等の措置を行うものとする。
- (2) 市は、被ばく管理を行う人員について不足が生じたときは、県及び原子力事業者に派遣要請を行うものとする。

第5 防護資機材の確保

- (1) 市は、応急対策活動を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための防護資機材を確保するものとする。

- (2) 防護資機材に不足が生じた場合、または生じるおそれがある場合には、市は、県及び関係機関に対し防護資機材の支援の要請を行うものとする。

第6 防災関係機関との情報交換

市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、オフサイトセンター等において、県、関係市町村、事業者及び防災関係機関と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第15節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する対応

核燃料物質等の運搬中の事故（以下この節においては単に「事故」という。）に係る防災対策について、原子力事業者並びに原子力事業者から運搬を委託された者が必要な応急対策を講ずるとともに、国（輸送関係省庁）は、関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに、国の職員及び専門家を現地へ派遣し、必要な資機材を現地へ動員することとなる。

市は、当該運搬を委託した原子力事業者、国、防災関係機関等と協力して、以下の初動対応を踏まえつつ、前節までの緊急事態応急対策に準じた応急対策を講じるものとする。

- (1) 原子力防災管理者は、事故による特定事象発見後または発見の通報を受けた場合、直ちに国、県、市町村、警察機関、消防機関、海上保安部署等関係機関に文書で送信し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の活動状況等を隨時連絡するものとなっている。
- (2) 原子力事業者等は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。
- (3) 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員等の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。
- (4) 事故の通報を受けた最寄りの警察署は、直ちにその旨を警察本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。
- (5) 事故の通報を受けた福島海上保安部は、直ちにその旨を第二管区海上保安本部に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、海上保安部職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立入制限、人命救助等必要な措置を実施するものとされている。
- (6) 市は、事故の通報受信後、県と相互に協力して事故状況の把握に努め、国の指示に基づき事故現場周辺の住民等の安全を確保するために必要な措置を実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第1節 放射性物質による汚染の除去、放射性廃棄物の処理等

市は、国、県の指示または指導・助言のもとに事業者及び関係機関等と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去を行うものとし、高線量箇所が発見されたときは、国が整備した除染関係ガイドラインを参考として速やかに除染作業を実施し、市民生活への影響を軽減するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き原子力災害被災者生活支援チームと連携し、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第1 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、発出された原子力緊急事態が解除された場合は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策実施区域として、長期にわたって居住を制限する「帰還困難区域」、引き続き避難を求める「居住制限区域」、市民の早期帰宅を目指す「避難指示解除準備区域」、「緊急時避難準備区域」等の避難区域を設定するものとする。

第2 各種制限措置設定・解除の周知

市は、独自のモニタリングの結果、基準値以上の農産物及び飲料水等の汚染が生じた場合、または国、県の指示に基づき、その汚染の程度により立入制限、出荷制限、採取及び摂取制限を行う。

なお、事後モニタリング等により汚染の解消が確認された場合、または国、県から原子力災害応急対策として実施した立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、採取制限等各種制限措置の解除の措置を行うとともに、関係機関に連絡するものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第3節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後も継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第4節 心身の健康相談体制の維持

市は、市民に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施するものとする。

第5節 災害地域**住民**に係る記録等の作成

第1 災害地域**住民**の記録

市は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録・保管するものとする。

なお、他市町村からの受け入れた避難者についても記録・保管するものとする。

第2 影響調査の実施

市は、県が行う農林水産業等の受けた影響について調査に協力するものとする。また、除染後の田畠から生産された農作物について、中長期的放射性物質の影響を把握するため継続的にモニタリングを行うものとする。

なお、農作物に汚染が生じた場合は、速やかに県に報告し出荷及び摂取制限等の措置を行うものとする。

第3 災害対策措置状況の記録

市は、市内の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録し、保存しておくものとする。

第6節 適正な流通の促進

第1 消費者目線での情報提供

市は、市内で生産された農産物等の放射能を測定し、消費者が安心して購入できるよう広報活動を行い、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるようにするものとする。

第2 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の產品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第3 物価の監視

市は、国、県と連携し、生活必需品等の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。

第7節 被災者等の生活再建等の支援

第1 被災者等の生活再建への支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの回復・維持、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第2 相談窓口の設置等

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第3 生活再建の推進

市は、県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討するものとする。

第8節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体质強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第9節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、田村警察署、事業者及び防犯関係団体と連携し、暴力団排除活動の徹底により暴力団等の復旧・復興事業への参入・介入の防止に努めるものとする。

第10節 災害対策本部の解散

本部長は、**国の原子力緊急事態の解除宣言後**、原子力災害に関する応急対策が概ね完了したと認めるとき、又は原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、**災害対策本部を解散するとともに、県に災害対策本部の解散を報告するものとする。**